

墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

（案）

目次

I 趣旨と背景	1
1 計画改定の趣旨	3
(1) 計画の目的	3
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画の名称	6
(4) 計画の期間	6
(5) 策定体制	7
2 計画改定の背景	8
(1) 社会情勢の変化	8
(2) 国の動き	9
(3) 都の動き	10
(4) 区の動き	11
3 墨田区の現状と課題	12
(1) 墨田区の現状	12
(2) アンケート調査結果からみた現状	20
4 第5次プランでの取組と今後の課題	29
II 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	33
2 計画の体系	34
III 計画の内容	37
基本目標1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ	39
施策の方向(1) 男女共同参画意識を高めます	40
課題① 固定的な性別役割分担意識の解消	40
課題② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実	41
施策の方向(2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます	43
課題① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信	43
課題② 多様な性の理解促進	44
課題③ 性的マイノリティへの支援	45
施策の方向(3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます	47
課題① 地域における男女共同参画の推進	47

I 趣旨と背景

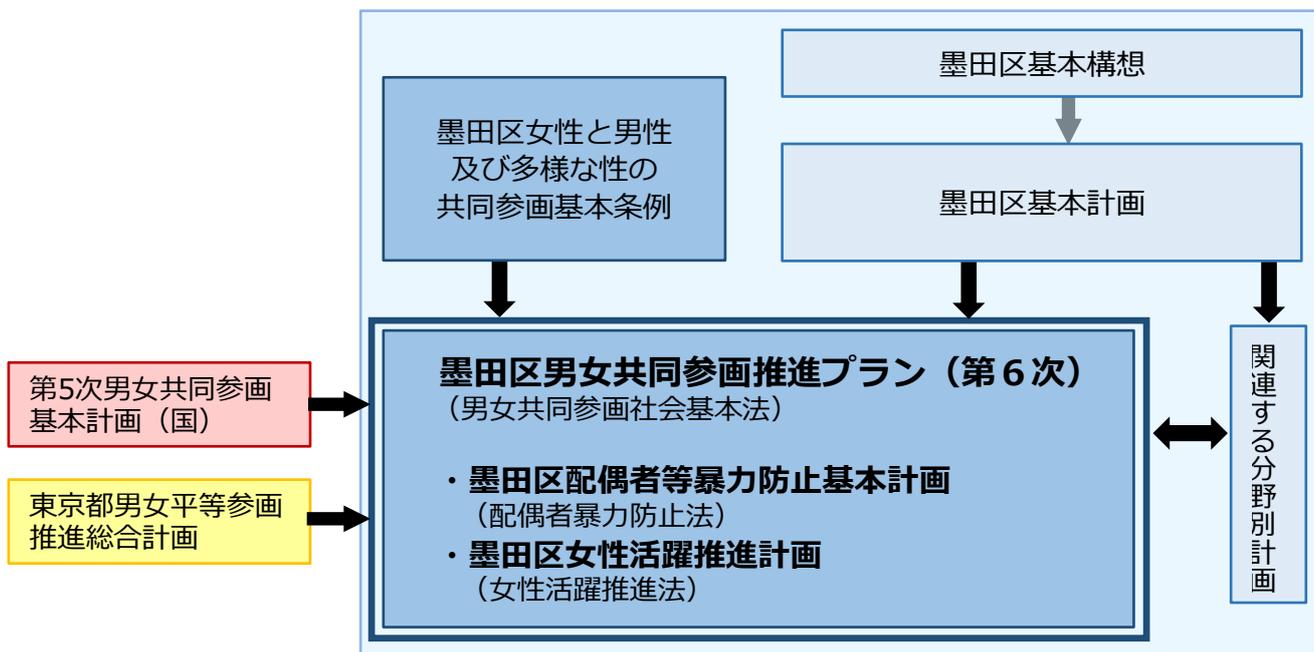
1 計画改定の趣旨

(1) 計画の目的

墨田区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、2023（令和5）年に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」（以下「条例」という。）として施行しました。この条例に基づき、すみだの男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるものです。

(2) 計画の位置付け

本プランの位置付けは次のとおりです。



本プランは次のような性格をもっていることを念頭に、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」の内容を見直し、必要な施策を加えて策定しています。

- | | |
|---|--|
| 1 | このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。 |
| 2 | このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定するものです。 |
| 3 | このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定するものです。 |
| 4 | このプランは、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」第11条に基づき策定する計画です。 |
| 5 | このプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。 |
| 6 | このプランは、区の「墨田区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。 |

【関連する区分野別計画】

◇墨田区人権啓発基本計画（令和4年3月）

女性の人権問題をはじめ、性的指向・性自認に関する人権問題等、様々な人権問題を解決するための施策を定めています。

◇すみだ健康づくり総合計画（後期）（令和4年3月）

「健康寿命をのばし、誰ひとり取り残さない『健康長寿日本一のまち』の実現」を目指し、「女性の健康づくりを進めます」を基本施策の一つに定めています。

◇墨田区子ども・子育て支援総合計画－すみだ子育て・子育て応援宣言－（令和2年2月）

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性の育児休業取得が進まない実態に触れ、基本目標の一つにワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援の実施が掲げられており、男性の育児参加の促進や働き方改革の推進が重要であると示しています。

◇墨田区子どもの未来応援取組方針（平成30年3月）

「子どもの貧困問題」に対応していけるよう、取組方針を策定しています。方針2には、「困難を抱える家庭・保護者を支援」が記載されています。

◇第4次墨田区地域福祉計画（令和4年3月）◇墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（令和6年3月）

働きながらの介護の継続性、介護を主な理由とした離職状況、仕事と介護の両立支援策など墨田区の在宅介護の実態を示すとともに、介護事業所における職員の離職防止や定着支援の必要性がうたわれています。

◇墨田区障害者福祉総合計画（令和6年3月）

障害福祉サービス等の見込量やその確保のための方策が定められており、同居している家族の仕事と介護の両立につながることを期待する旨が記載されています。

◇墨田区地域防災計画（令和5年3月）

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要ですが、特に女性や高齢者などに対しては、きめ細かい配慮が必要です。また、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大して、防災対策を推進しています。

◇墨田区避難所運営マニュアル（平成28年3月）

大規模地震や豪雨災害など大規模災害の経験から、男女共同参画の視点に基づく避難所における生活環境の改善策が追記されました。

◇墨田区地域力育成・支援計画中間改定（令和5年3月）

地域力の向上に関連する事業として、墨田区男女共同参画推進委員の活動はじめ、拠点施設における事業が位置づけられています。

◇墨田区職員のための仕事と子育て両立支援プラン（特定事業主行動計画〈後期計画〉）（令和3年3月改定）

職員が仕事と子育ての両立に生きがいと誇りをもって取り組むことを目的に、「職員の意識改革と職場からの支援」や「育児休業（部分休業）の取得促進」、「子育てを行う女性職員の活躍推進」などが挙げられています。

◇墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画（後期計画）（令和3年4月）

区の女性職員の職務における一層の活躍を推進するためには、「女性管理職及び係長職の割合の向上」と「男性職員と女性職員の育児休業の取得率及び取得期間の向上」を目標として掲げ、その達成に向けた取組を示しています。

1 人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち
すみだ

3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

(3) 計画の名称

1999（平成11）年に制定された男女共同参画社会基本法により、計画策定が努力義務化され、同年に「墨田区男女平等推進プラン」を策定しました。2004（平成16）年の改定から「墨田区男女共同参画推進プラン（第2次）」として、以降、2009（平成21）年、2014（平成26）年、2019（平成31）年の改定を経て、この計画を「墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）」と称することとします。

(4) 計画の期間

この計画の期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間とします。

〔計画期間〕

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国 男女共同参画基本計画					国 第2次男女共同参画基本計画					国 第3次男女共同参画基本計画				
H14～H18年度 東京都男女平等推進総合計画					H19～H23年度 東京都男女平等推進総合計画					H24～H28年度 東京都男女平等推進総合計画				
墨田区男女平等推進プラン（第1次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第2次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第3次）				
男女共同参画社会基本法施行（6月）		配偶者暴力防止法施行（10月）		配偶者暴力防止法改正（6月）		墨田区女性と男性の共同参画基本条例施行（4月）		配偶者暴力防止法改正（7月）		配偶者暴力防止法改正（7月）				
2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国 第3次男女共同参画基本計画			国 第4次男女共同参画基本計画					国 第5次男女共同参画基本計画						
H24～H28年度 東京都男女平等推進総合計画			H29～R3年度 東京都男女平等推進総合計画					R4～R8年度 東京都男女平等推進総合計画						
墨田区男女共同参画推進プラン（第4次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）				
女性活躍推進法完全施行（4月）		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行（5月）		女性活躍推進法改正（5月）		配偶者暴力防止法改正（4月）		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行（4月）		墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例として一部改正し施行（4月）				

(5) 策定体制

①「墨田区男女共同参画推進委員会」の開催

区長の附属機関である「墨田区男女共同参画推進委員会」より、2023（令和5）年3月に答申が示されました。

②庁内検討組織

区長を本部長とした「墨田区男女共同参画推進本部」と、その下に組織された「プラン改定検討会」にて関係部局との連携により内容等の検討を行いました。

③「墨田区男女共同参画に関する調査」、「女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査」の実施

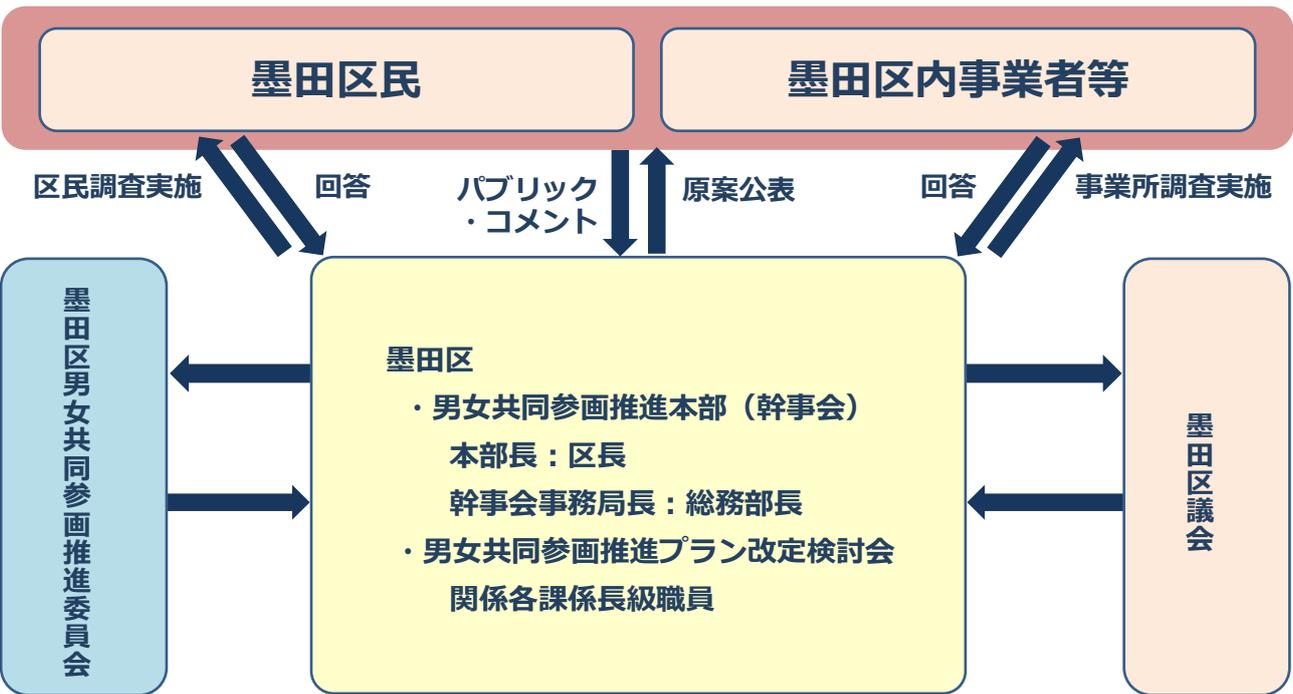
本プランの策定に必要な基礎資料とすることを目的として2022（令和4）年に区民と区内事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

墨田区男女共同参画に関する調査	女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査
調査期間：2022（令和4）年5月31日～6月24日	調査期間：2022（令和4）年8月23日～9月16日
調査対象：満18歳以上の区民	調査対象：区内に事業所がある従業員5人以上300人以下の事業所
標本数：2,000人（女性1,000人、男性1,000人）	標本数：2,000事業所
有効回収率：31.5%	有効回収率：27.7%

④パブリック・コメント（意見募集）の実施（予定）

（「墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)」(案)に対するパブリック・コメント(意見募集)を●●年●月●日から令和●年●月●日まで実施しました。）

〔策定体制〕



2 計画改定の背景

(1) 社会情勢の変化

①SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月の国際総会で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟193か国の全会一致で採択されました。そのアジェンダ（行動指針）で2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間の行動目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が掲げられています。17の目標と169のターゲットで構成されており、誰一人として取り残さない社会の実現という理念を持っています。

この前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントを達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。また、17の目標の1つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る」が含まれています。

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響

2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中で男女共同参画に関する様々な課題が顕在化しました。感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等により、女性の非正規雇用の状況及びサービス従事者等の収入への深刻な影響、生活不安やストレスによるDV（配偶者等からの暴力）や性暴力の増加・深刻化、女性の自殺者の増加など、女性の生活に大きな影響を及ぼしました。

その一方で、感染拡大防止をきっかけにテレワークや在宅勤務等の導入によって多様な働き方の普及や社会全体のデジタル化の急速な進展も見られています。

③ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

各国の男女格差を測る指標の1つとなっている「ジェンダー・ギャップ指数」は、世界経済フォーラムが毎年公表しており、経済・教育・健康・政治の4分野のデータを基に算出されます。

「ジェンダー・ギャップ指数2023」では、日本の順位は146か国中125位で、2022（令和4）年の146か国中116位から後退し、過去最低という結果になりました。先進国の中では最低となっており、特に政治分野や経済分野の値が低く、全体の順位を引き下げています。

【ジェンダー・ギャップ指数2023 上位国及び主な国の順位】

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.912	43	アメリカ	0.748
2	ノルウェー	0.879	79	イタリア	0.705
3	フィンランド	0.863	102	マレーシア	0.682
4	ニュージーランド	0.856	105	韓国	0.680
5	スウェーデン	0.815	107	中国	0.678
6	ドイツ	0.815	124	モルディブ	0.649
15	英国	0.792	125	日本	0.647
30	カナダ	0.770	126	ヨルダン	0.646
40	フランス	0.756	127	インド	0.643

(2) 国の動き

①第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年12月）

1999（平成11）年6月に施行された男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と示しています。

男女共同参画社会基本法に基づき、国では2022（令和4）年12月に第5次男女共同参画基本計画が策定されました。第5次男女共同参画基本計画では次の4つを「目指すべき社会」として掲げ、その実現により男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成促進を図るとしています。

第5次男女共同参画基本計画における「目指すべき社会」

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

第5次計画では、男女共同参画の取組を進めることについて、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるもの」としており、多様性の視点が強調されました。

②女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の改正（令和元年5月）

働くことを希望するすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために、2015（平成27）年8月に女性活躍推進法が成立しました。これにより、女性活躍推進に向けた行動計画の策定・届出・公表が国や地方公共団体、事業主に義務付けられました。

2019（令和元）年5月の改正では、一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表について、2022（令和4）年4月1日から常用労働者数が101人以上の事業主も義務の対象となりました。また、常用労働者数301人以上の事業主の情報公表の内容についても変更されています。

女性活躍推進法の基本原則

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

③配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の改正（令和6年4月）

2001（平成13）年4月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として配偶者暴力防止法が成立しました。これまでの主な改正としては、2013（平成25）年に法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際相手に拡大され、2019（令和元）年には、同伴する家族を適用対象に含め、児童相談所との連携が規定されました。

また、2023（令和5）年5月の改正により、保護命令の対象に精神的暴力が含まれるようになったほか接近禁止命令等の期間の延長等、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

④女性デジタル人材育成プラン（令和4年4月）

2022（令和4）年4月に、コロナ下における女性の就労支援、女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダー・ギャップの解消に向けて、女性デジタル人材育成プランが決定されました。2022（令和4）年から3年間集中的に就労に直結するデジタルスキルを身に着けた女性デジタル人材の育成を強化するとしています。

このプランをデジタルスキルの向上とデジタル分野への就労支援に関する具体策が盛り込まれた総合的な対策とし、テレワーク等の柔軟な働き方を通じたデジタル就労ができる環境の整備、女性デジタル人材のすそ野を広げるための官民連携の取組の横展開を進めていくことが示されています。

⑤困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月）

2022（令和4）年5月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立しました。女性は日常生活を営む上で女性であることにより様々な問題に直面することが多いため、そうした現状を改善し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目的として福祉のさらなる推進を図るとしています。

（3）都の動き

①東京都男女平等参画推進総合計画（令和4年3月）

東京都女性活躍推進計画と東京都配偶者暴力対策基本計画の両計画で構成された東京都男女平等参画推進総合計画が2022（令和4）年3月に改定されました。この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画となっています。

「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を目指すべき男女平等参画社会のあり方として、「男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方として示し、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を3つの柱として掲げています。

②第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画（令和5年3月）

2019（令和元）年12月には、東京都性自認及び性的指向に関する基本計画が策定され、性的指向・性自認を理由とする不当な差別の解消や性的指向・性自認に関する啓発・教育を進めるとしています。

2023（令和5）年3月の改正で、基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す」ことが掲げられています。

③東京都パートナーシップ宣誓制度（令和4年11月）

2022（令和4）年6月に制度創設に係る「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正が可決され、同年11月に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始されました。この制度の運用により、多様な性や性的マイノリティに関する正しい理解の啓発とともに、当事者の生活上の困難等の軽減等、暮らしやすい環境づくりを進めるとしています。

（4）区の動き

①「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」への選定

2021（令和3）年度に、墨田区はSDGsの達成に向けて特に優れた先導的な取組をしているとして、「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。SDGs未来都市すみだとして、墨田区が目指す持続可能な“すみだ”として、「個性が尊重され、障害や性別・年齢に関わらず誰もが活躍できること」を示し、ジェンダー平等に向けて取組を強化します。

②墨田区基本計画（令和4年4月）

2005（平成17）年度に策定された墨田区基本構想にて示されている将来の姿を実現するために墨田区基本計画を策定しています。社会情勢の変化や区を取り巻く環境を踏まえ、墨田区が持続可能なまちとして発展していくために、2022（令和4）年4月に墨田区基本計画を改定しました。

改定では「すべての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくる」というこれまでの人権政策をさらに発展させた政策が設けられ、意識啓発・人材育成等の取組を進め、男女共同参画の推進と性の多様性の尊重に取り組むとしています。

③墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（令和5年4月）

2005（平成17）年に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、男女共同参画の施策を進めてきました。2023（令和5）年4月には、多様性を踏まえた男女共同参画を推進するため、一部改正し「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」として施行しました。8つの基本理念を掲げ、性別等に起因する差別等を禁じています。

④墨田区パートナーシップ宣誓制度（令和5年4月）

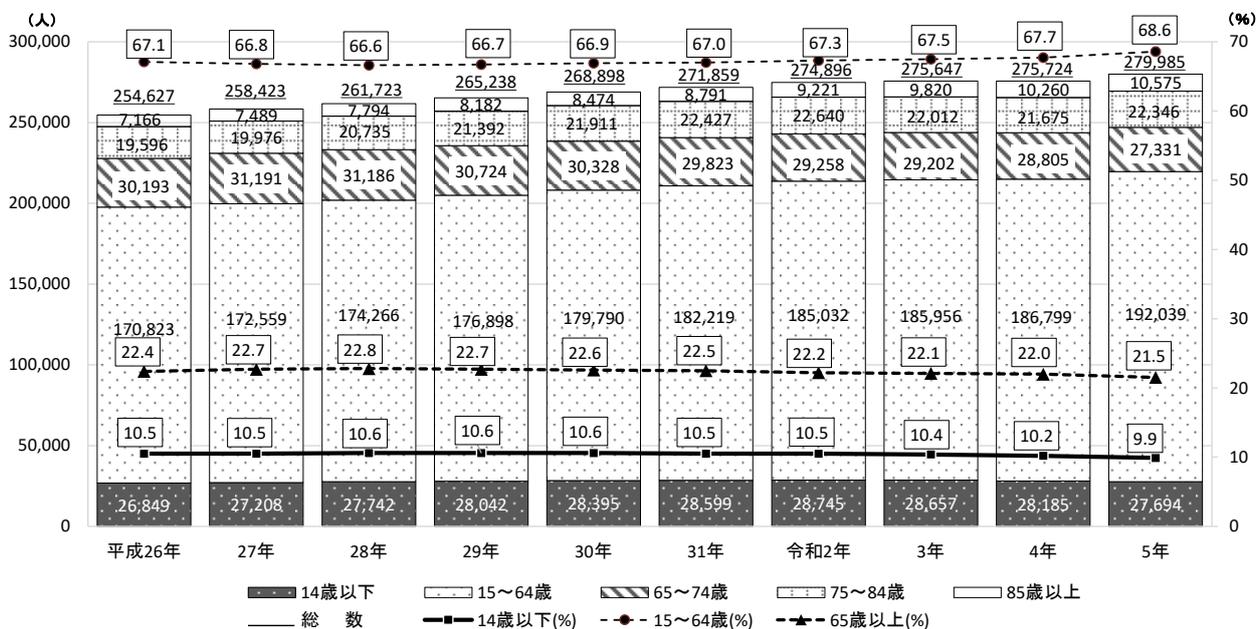
2023（令和5）年4月に施行された墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例において「性別等にかかわらず、全ての人々が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策」を行うことを定めています。そこで、性別等にかかわらず、地域の中でパートナーと共に安心して暮らしていくことを支援するために、2023（令和5）年4月から「墨田区パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。

3 墨田区の現状と課題

(1) 墨田区の現状

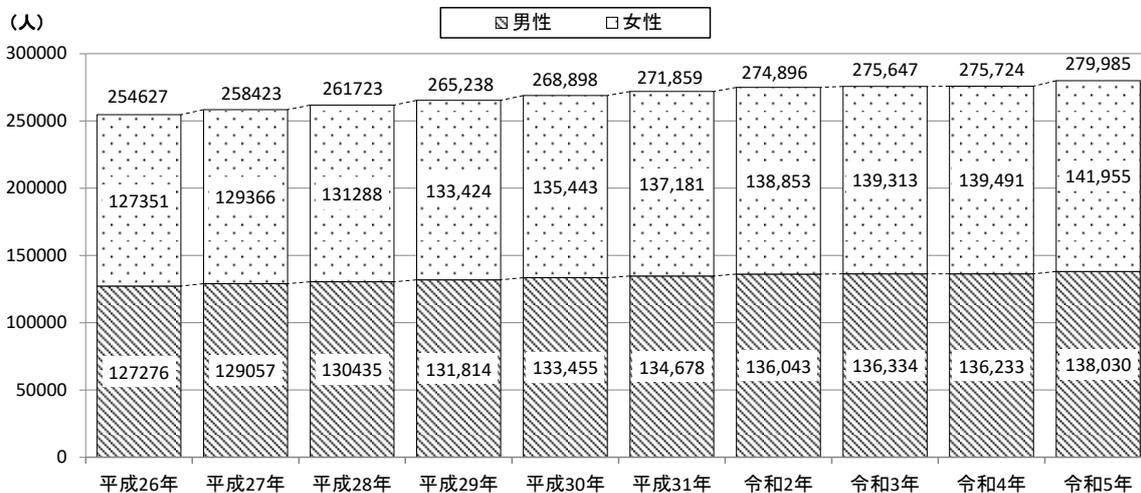
①人口推移

【年齢別人口】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

【男女別人口】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

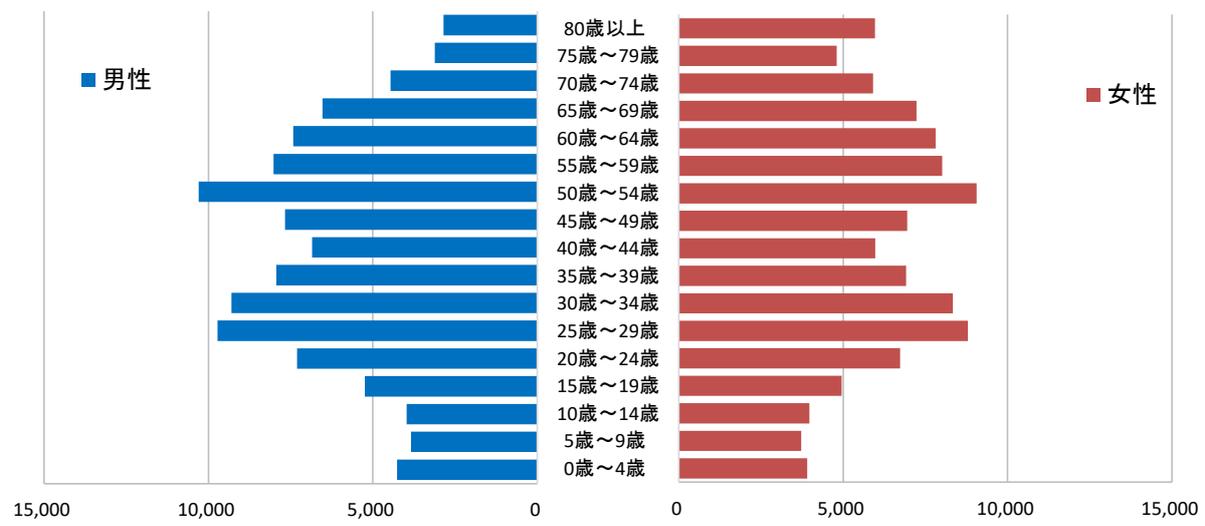
人口は増加傾向が続き、2023（令和5）年1月1日現在、279,985人となっています。

年齢別人口の構成比をみると、2023（令和5）年1月1日現在、年少人口（0～14歳）は9.9%と10%を下回りました。生産年齢人口（15～64歳）は68.6%と直近5年間の中で最も高く、高齢者人口（65歳以上）は21.5%で僅かに減少しています。また、高齢者人口のうち、65～74歳は2015（平成27）年をピークに減少傾向にありますが、85歳以上は直近10年間で増加傾向にあります。

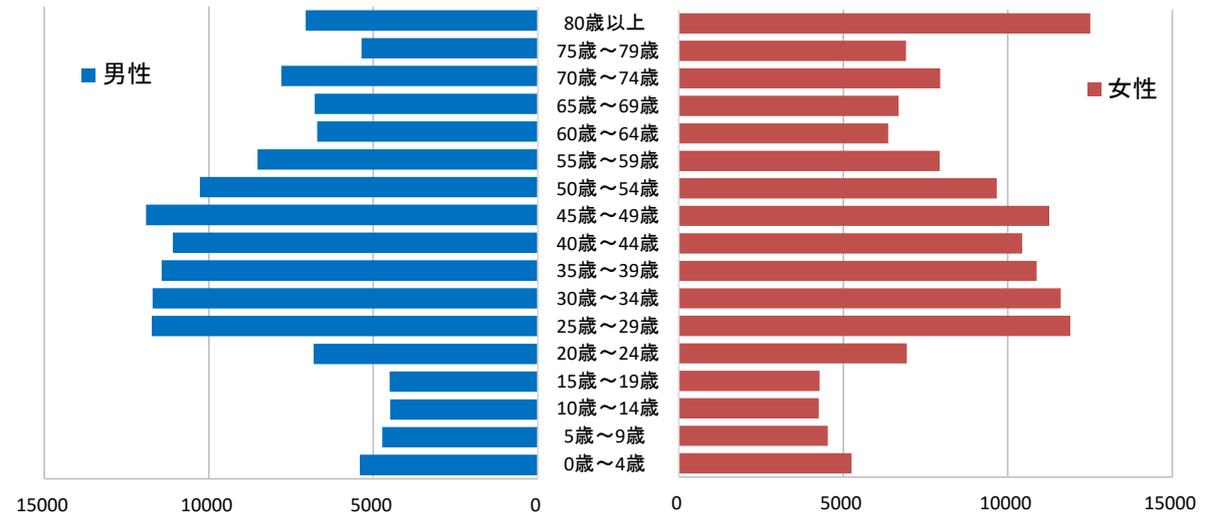
男女比では、2023（令和5）年1月1日現在、女性が141,955人、男性が138,030人で、女性が男性を3,925人上回っています。

【人口ピラミッド（5歳階級別年齢人口）】

2001(平成13年)



2021(令和3年)



* 2001（平成13）年は3月31日現在、2021（令和3）年は1月1日現在の住民基本台帳世帯数を示しています。

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数を基に作成

人口ピラミッド（5歳階級別年齢人口）をみると、総人口が増加したことにより、全体的に人口ピラミッドが大きくなったことがうかがえます。また、2001（平成13）年と比較すると、男女共に25～49歳が他の年代に比べて大きく増加しており、生産年齢人口の増加が見られます。一方で、80歳以上の高齢者層も増加しており、高齢化の進展がうかがえます。

II 計画の基本的な考え方

III 計画の内容

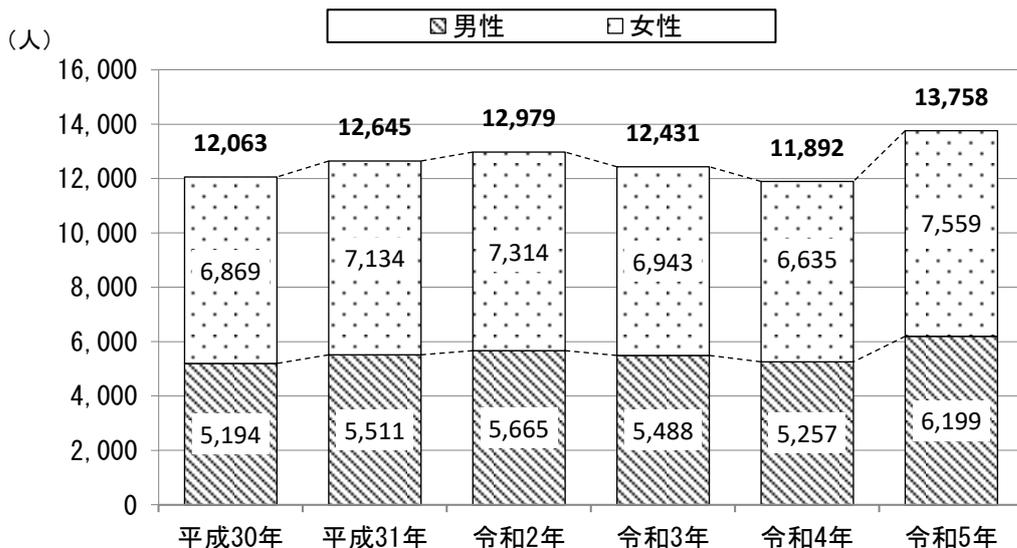
1 基本目標
人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

2
性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち
すみだ

3
あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4
区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して
課題に取り組みまち
すみだ

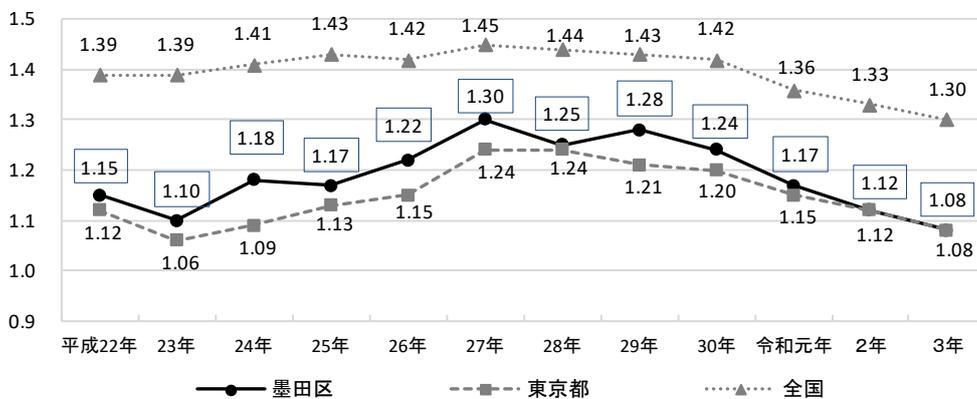
【外国人人口】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

外国人人口は2020（令和2）年以降、減少傾向にありましたが、2023（令和5）年1月1日現在、13,758人と増加に転じています。男女比では、女性が7,559人、男性が6,199人で、女性が男性を1,360人上回っています。

②合計特殊出生率（全国・都・区）



資料：人口動態統計を基に作成

合計特殊出生率※は2017（平成29）年まで増減を繰り返していましたが、2018（平成30）年以降は低下傾向にあり、2021（令和3）年は近年の中で最も低く1.08となっています。

東京都と比較すると直近3年間は同様の水準となっており、2021（令和3）年は1.08と同値となっています。全国と比較すると依然として低く、2021（令和3）年は全国で1.30となっています。墨田区と同様に、全国、東京都ともに直近3年間の合計特殊出生率は低下傾向にあります。

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

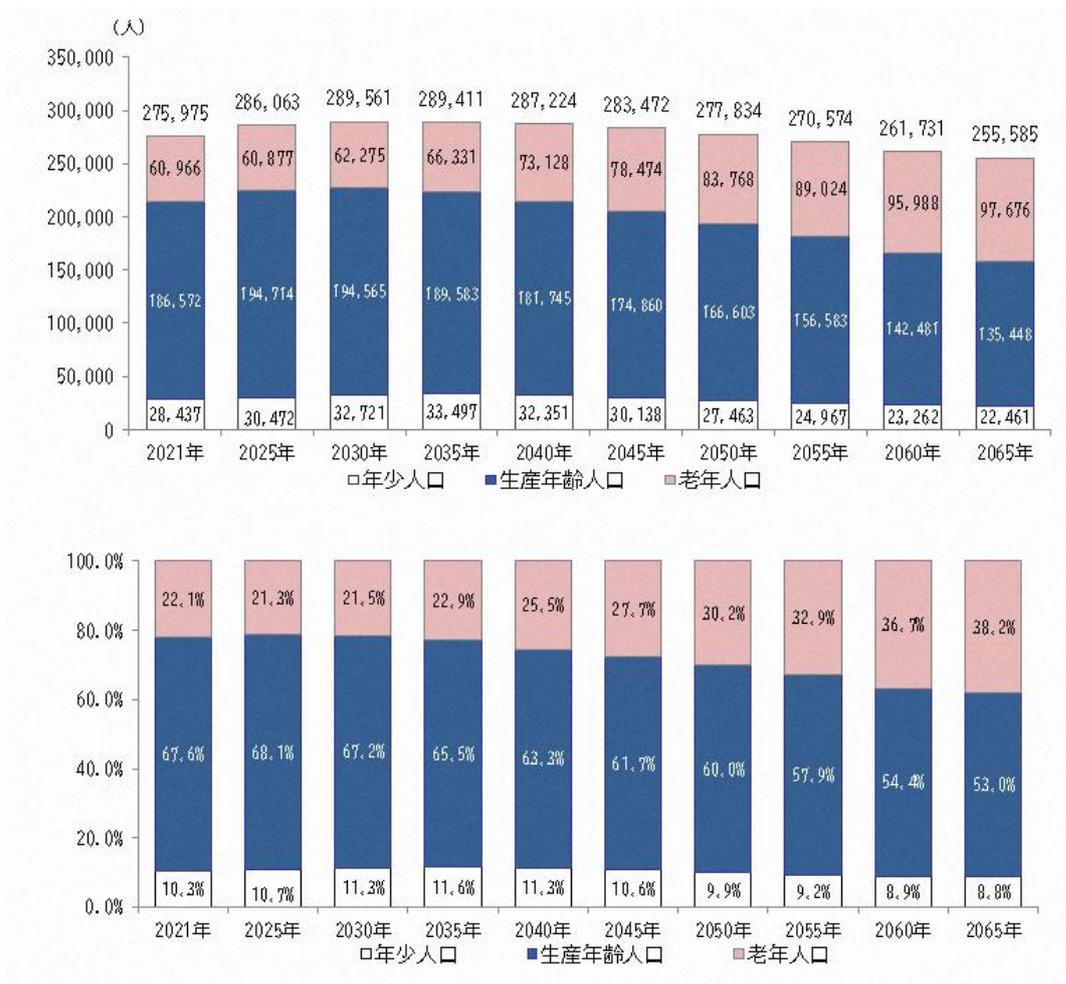
人権と多様性が尊重されるまち すみだ

2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ

3 あらゆる力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ

4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ

③人口推計



資料：第2期墨田区総合戦略人口ビジョン（令和4年）より引用

コーホート（同時出生集団）要因法[※]によって将来人口を推計したところ、2021（令和3）年4月1日現在を基準人口とすると、総人口は、2030（令和12）年に約289,000人でピークを迎える見込みです。年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、概ね2030（令和12）年前後まで増加し、その後減少していく見込みです。老年人口（65歳以上）は2025（令和7）年以降一貫して増加が続き、2040（令和22）年には、区民の4人に1人が65歳以上という推計結果になりました。

※コーホート（同時出生集団）要因法とは、基本的な属性である性別・年齢別のある年の人口を基準として、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法です。

1 基本目標
人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

すみだ

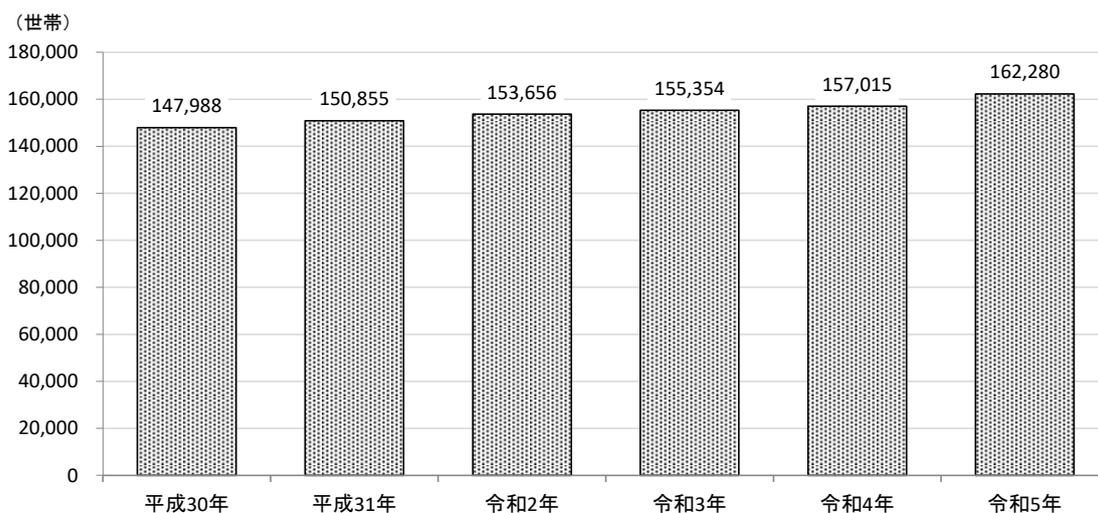
2 性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち
すみだ

3 あらゆる異力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4 区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して
課題に取り組みまち
すみだ

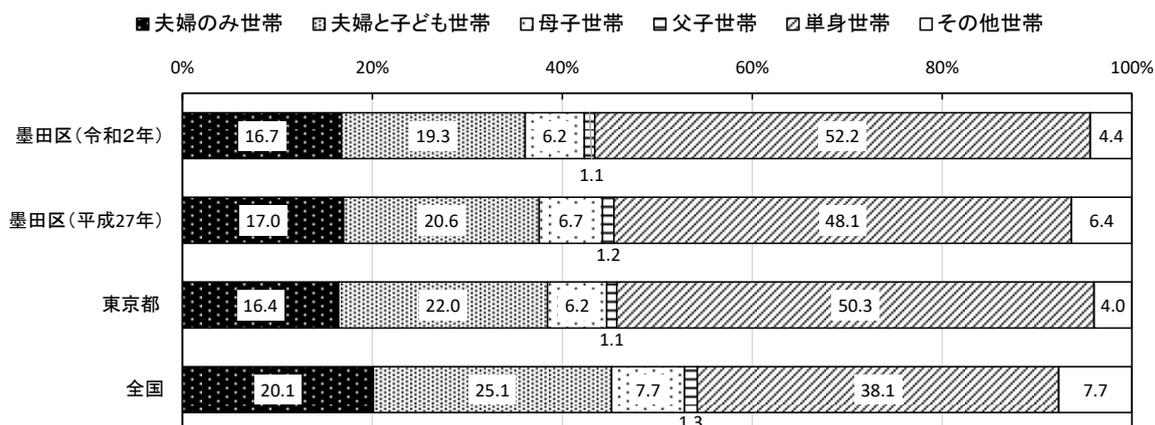
④世帯

【世帯数】



資料：墨田区住民基本台帳（各年1月1日）を基に作成

【家族類型】



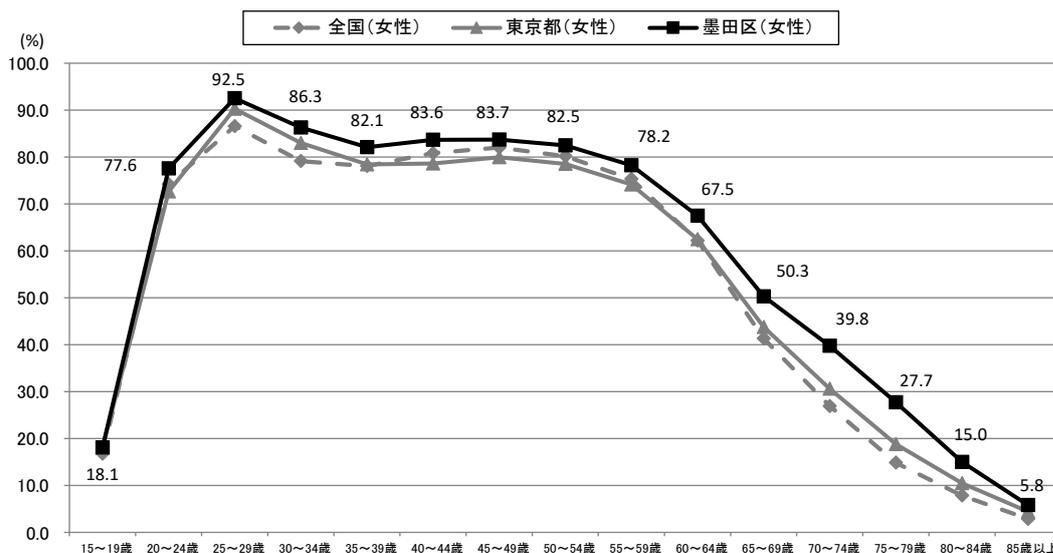
資料：平成27年、令和2年国勢調査を基に作成

世帯数は増加傾向が続いており、2019（平成31）年に150,000世帯を超え、2023（令和5）年1月1日現在、162,280世帯となっています。

家族類型は、夫婦のみ世帯、夫婦と子ども世帯、母子世帯、父子世帯を合わせた核家族世帯が2020（令和2）年は43.4%で、2015（平成27）年から僅かに減少しています。東京都とは大きな違いは見られませんが、全国と比較すると少なくなっています。また、母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯が7.3%を占めており、母子世帯が父子世帯を上回っています。

単身世帯は2020（令和2）年は52.2%と過半数を占めており、2015（平成27）年から増加が見られます。東京都とは大きな違いは見られませんが、全国と比較すると単身世帯の割合が高くなっています。

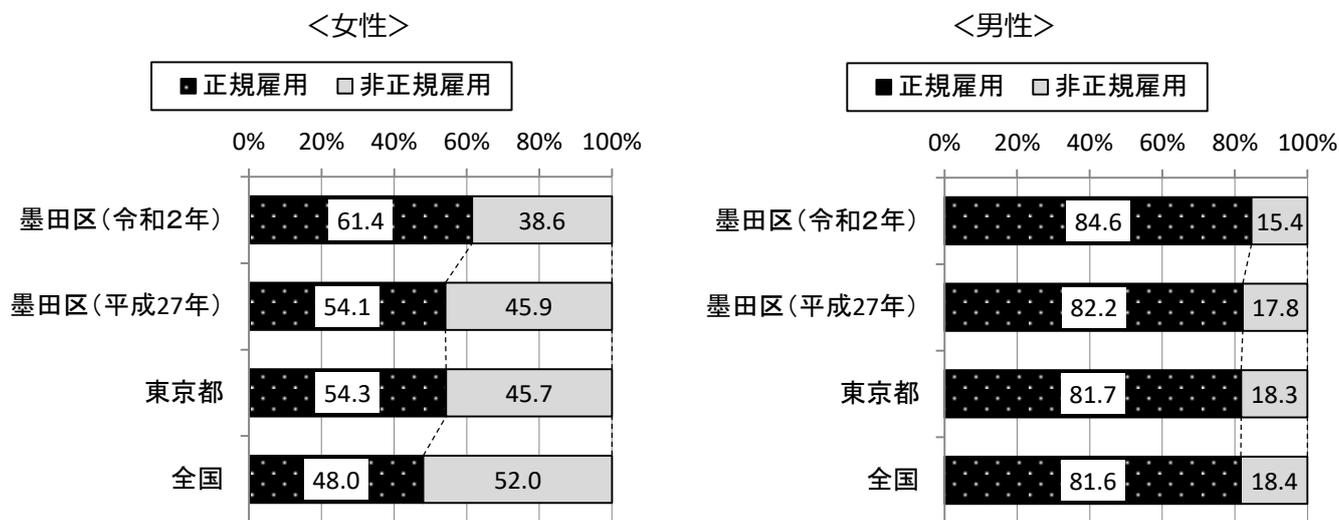
⑤女性の労働力率（全国・都・区）



資料：令和2年国勢調査を基に作成

2020（令和2）年の女性の年齢5歳階級別労働力率は、結婚や出産する人の多い30～34歳で低下し、30～54歳で8割台となります。20歳以上の労働力率が東京都や全国を上回っています。

⑥雇用形態（全国・都・区）



資料：平成27年、令和2年国勢調査を基に作成

雇用形態は、女性で正規雇用が61.4%となっており、2015（平成27）年から増加しています。東京都、全国と比較すると高い水準となっていますが、墨田区、東京都、全国いずれも正規雇用が8割以上を占めている男性と比較すると、依然として低い割合となっています。

かつて女性の年齢階級別労働力人口比率は、25～29歳及び30～34歳を底とするM字カーブを描いていましたが、近年では35～39歳を底としてカーブは浅くなり、台形に近づいてきました。これは、結婚や出産による離職率の低下を示しますが、その内訳は、女性は男性に比べ、非正規雇用割合が高くなっています。

⑦主な産業大分類別の事業所数、従業者数

	A 全産業	B 農林漁業	C 鉱業・採石業・ 砂利採取業	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸業・郵便業	I 卸売業・小売業	J 金融業・保険業
事業所数 (事業所)	14,802	3	-	945	2,515	8	255	232	3,797	199
従業者数 (人)	166,624	67	-	9,821	21,326	92	7,644	6,823	40,287	6,598
	K 不動産業・物品 賃貸業	L 学術研究・専門・ 技術サービス業	M 宿泊業・飲食 サービス業	N 生活関連サービス ・娯楽業	O 教育・学習支援業	P 医療・福祉	Q 複合サービス事業	R サービス業 (他に分類されない もの)	S 公務(他に分類され るものを除く)	
事業所数 (事業所)	1,248	690	1,741	827	391	1,083	37	799	32	
従業者数 (人)	5,367	5,489	15,848	5,966	6,717	17,141	781	13,707	2,950	

資料：令和3年経済センサス-活動調査（速報集計）を基に作成

墨田区内の事業所数は、全体で14,802事業所、従業員数は、全体で166,624人となっています。

業種でみると、「卸売業、小売業」が3,797事業所（従業員数40,287人）で最も多く、次いで「製造業」が2,515事業所（従業員数21,326人）となっています。また、事業所数では「宿泊業・飲食サービス業」が次いで多くなっていますが、従業員数では「医療・福祉」が多くなっています。

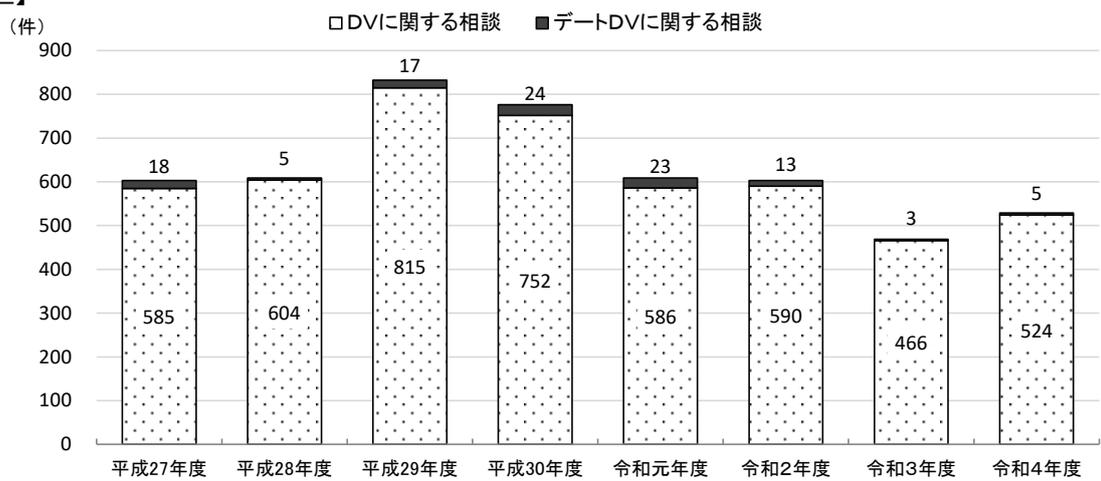
人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

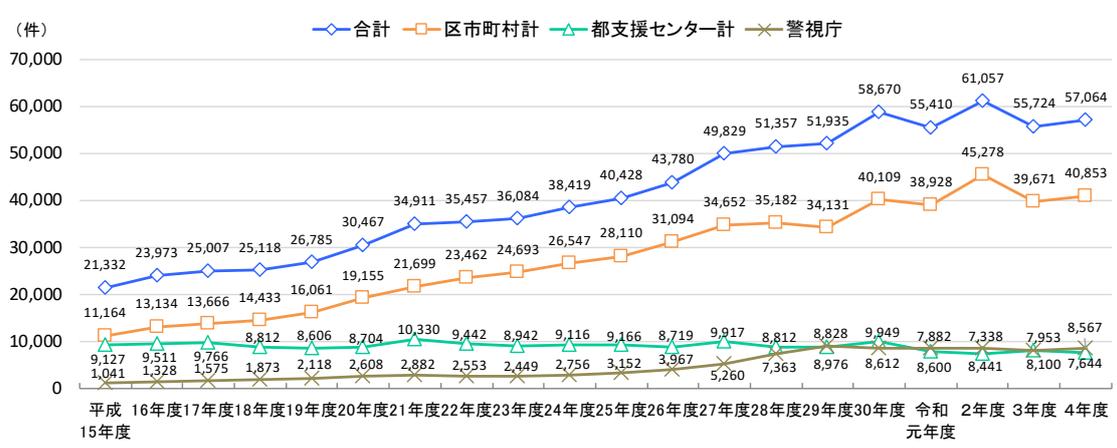
区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

⑧被害の相談件数
【墨田区】



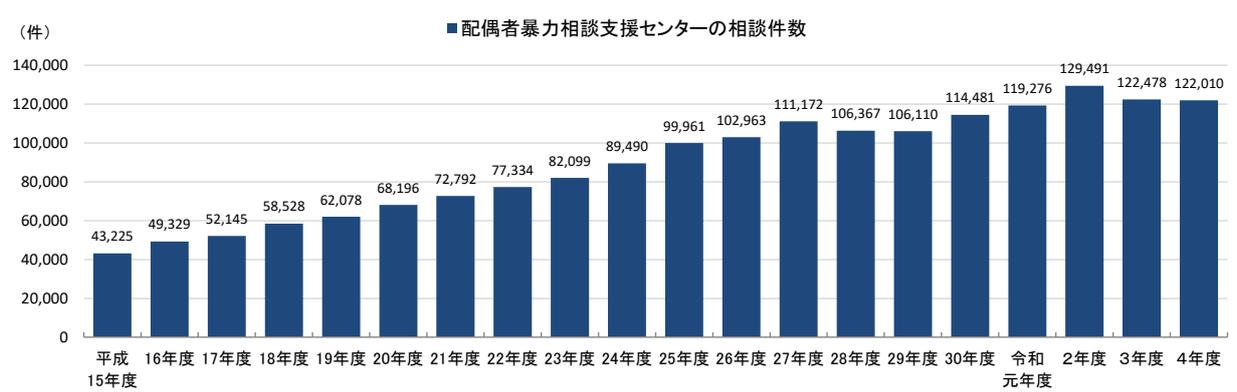
資料：東京都配偶者暴力対策に関する事業調査の回答を基に作成

【東京都】



資料：東京都生活文化スポーツ局

【全国】



資料：内閣府男女共同参画局

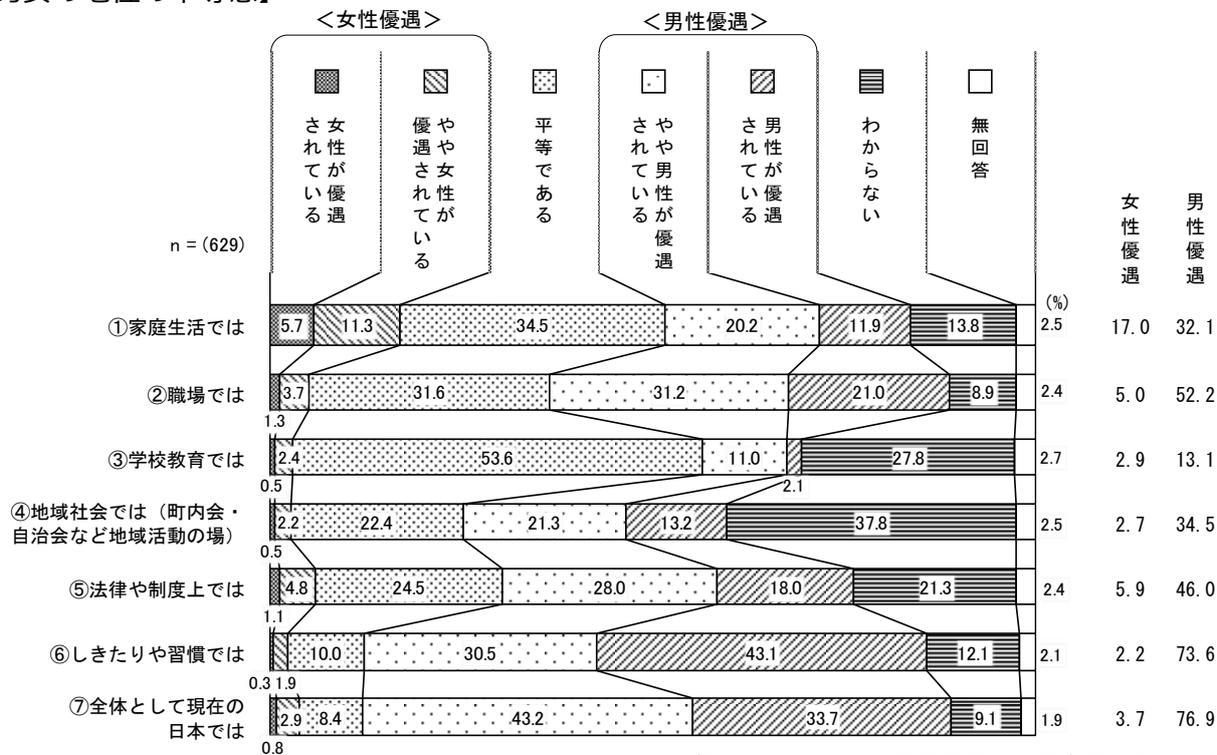
墨田区における暴力被害の相談件数は2017（平成29）年度以降減少傾向にありましたが、2022（令和4）年に増加に転じています。きめ細やかな被害者支援ができるよう支援体制を整備することが重要です。また、東京都と全国では2020（令和2）年度に増加しており、新型コロナウイルス感染症拡大によるDV被害の増加等の影響が考えられます。

(2) アンケート調査結果からみた現状

■ 区民意識調査

①男女共同参画の意識

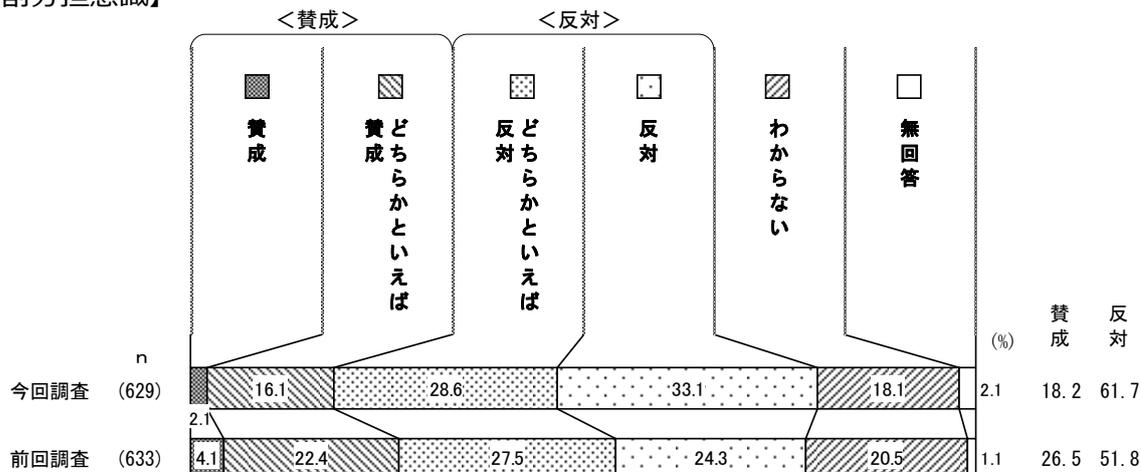
【男女の地位の平等感】



資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

「平等である」は『学校教育』(53.6%)で最も多く、過半数を占めていますが、それ以外の項目では4割未満となっており、『全体として現在の日本』では1割未満(8.4%)と非常に低い状況です。『全体として現在の日本』(76.9%)、『しきたりや習慣』(73.6%)で<男性優遇>が7割以上となっていることから、男女の地位が平等になるよう、社会のあらゆる場面で男女共同参画を進める必要があります。

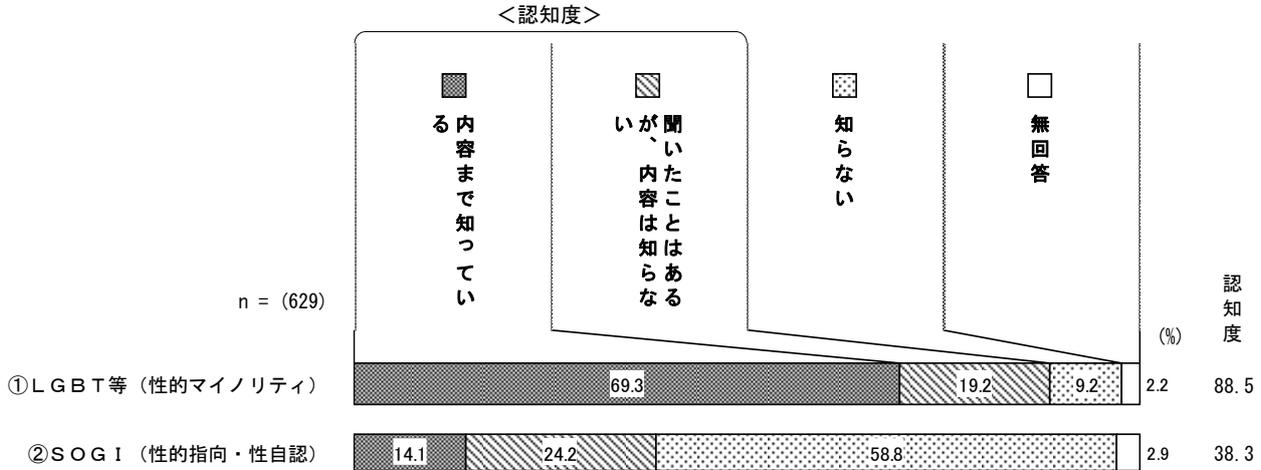
【性別役割分担意識】



資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識に<反対>(61.7%)が<賛成>(18.2%)を大きく上回ってはいますが、引き続きこうした意識の解消に取り組む必要があります。

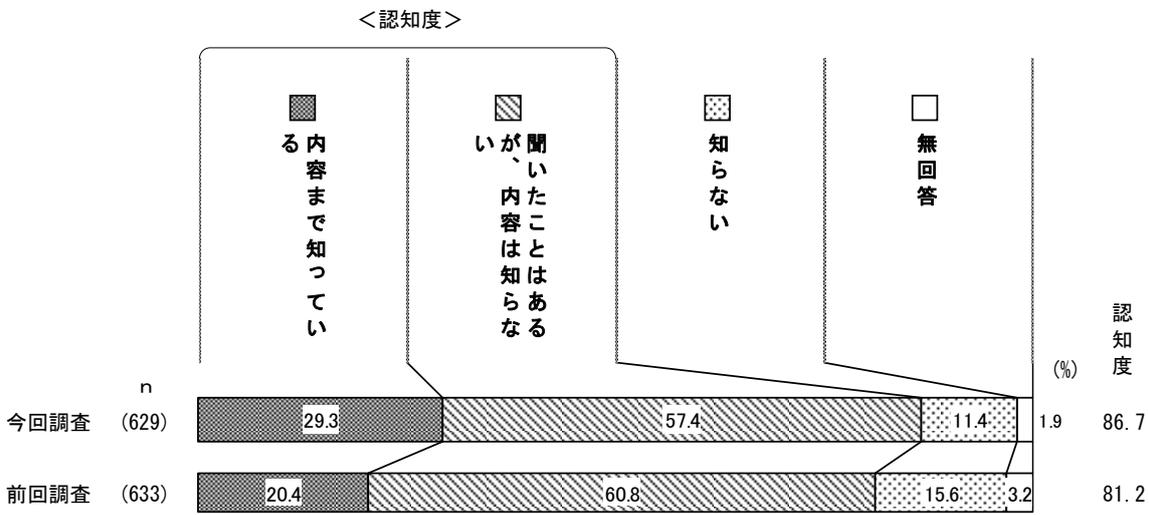
②男女共同参画の視点からみた人権
【多様な性に関する認知度】



資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

『LGBT等 (性的マイノリティ)』は<認知度>が約9割となっていますが、『SOGI (性的指向・性自認)』は約4割となっており、「内容まで知っている」は1割台半ばと低い状況です。周知を進めることに加え、内容まで理解してもらえような取組が必要と考えられます。

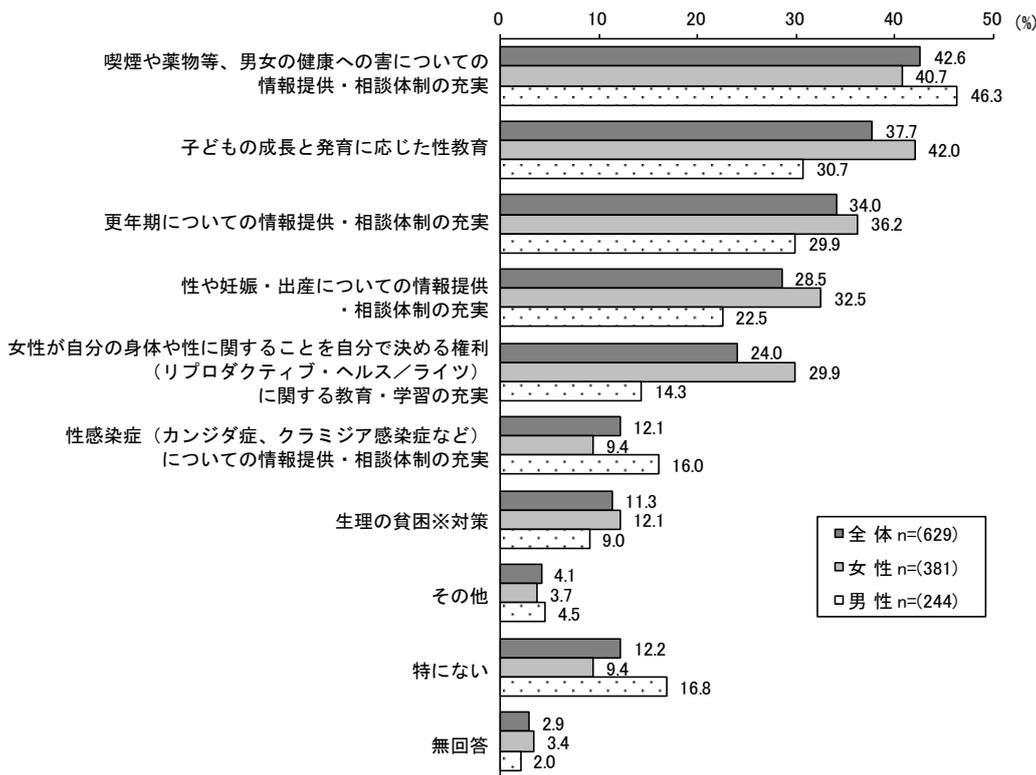
③男女共同参画の視点からみたところとからだの問題
【DV防止法の認知度】



資料：令和4年度、平成29年度 墨田区男女共同参画に関する調査

『DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)』は<認知度> (86.7%) は約9割となっていますが、「内容まで知っている」は約3割 (29.3%) に留まっており、理解を深められるような周知が必要です。

【自身の健康を守るために必要なこと】



※生理の貧困とは、経済的な理由で生理用品を購入できない状況のことです

資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

性別にかかわらず自分の健康を守るために必要なこととして、喫煙や薬物等の男女の健康への害や更年期に関する情報提供・相談体制の充実や子どもへの性教育等が多く挙げられている中、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育・学習の充実が2割台半ば（24.0%）と低く、女性の健康を守ることに対する意識が低いことがうかがえます。女性の健康支援の充実に向けて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発や広く周知を進めることが重要です。

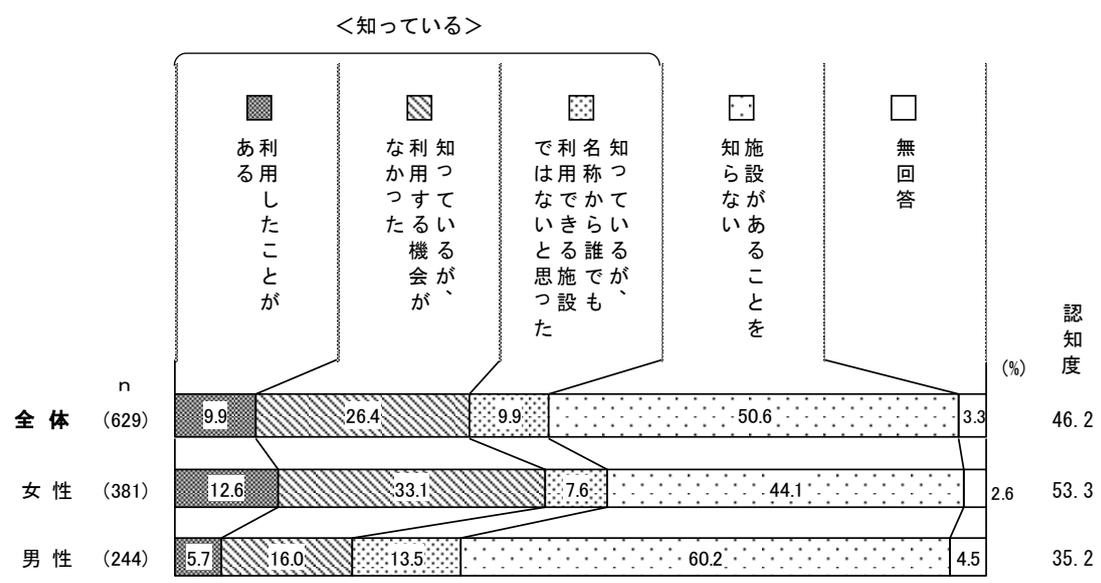
人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち
すみだ

3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

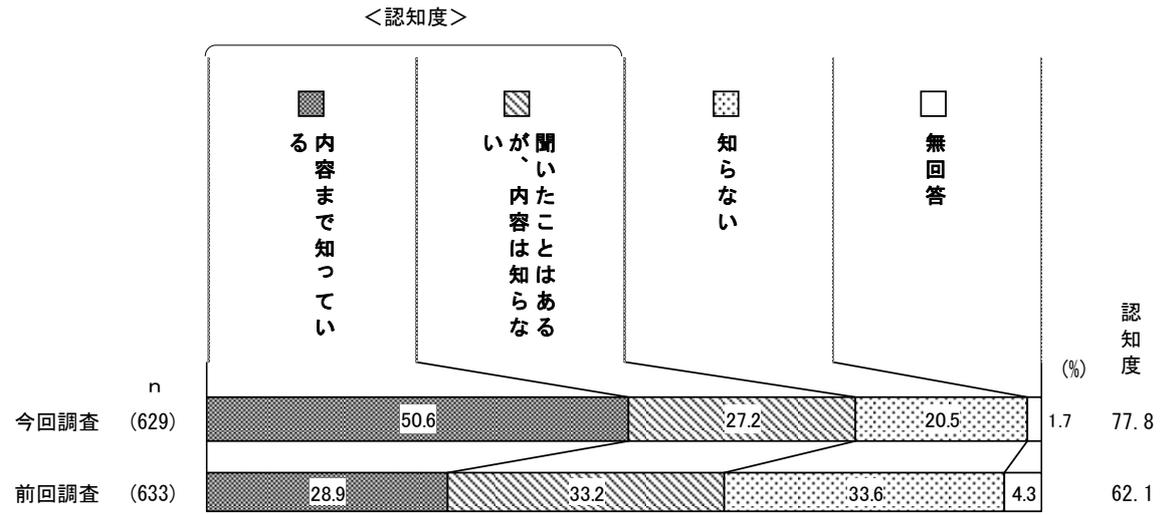
④男女共同参画の推進施策について
【「すみだ女性センター」の認知度】



資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

「すみだ女性センター」について、全体で「施設があることを知らない」(50.6%)が最も多く過半数を占めています。次いで、「知っているが、利用する機会がなかった」(26.4%)が多く、「利用したことがある」と「知っているが、名称から誰でも利用できる施設ではないと思った」が同値(9.9%)で続いており、<認知度>は46.2%と半数に満たない状況です。区民に施設や取組を広く周知し、利用を促せるよう工夫をする必要があります。

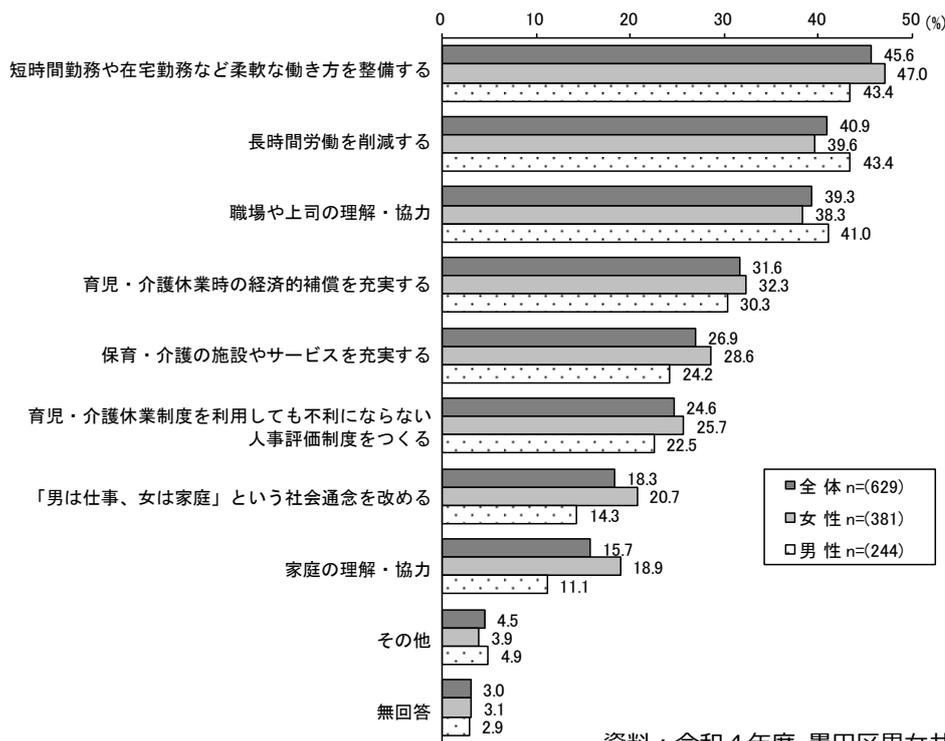
⑤ワーク・ライフ・バランスの推進について
【ワーク・ライフ・バランスの認知度】



資料：令和4年度、平成29年度 墨田区男女共同参画に関する調査

『ワーク・ライフ・バランス』は、「内容まで知っている」(50.6%)が最も多くなっており、<認知度>(77.8%)は約8割となっています。ワーク・ライフ・バランスの内容まで知ってもらえるよう、引き続きの啓発が重要です。

【ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なこと】

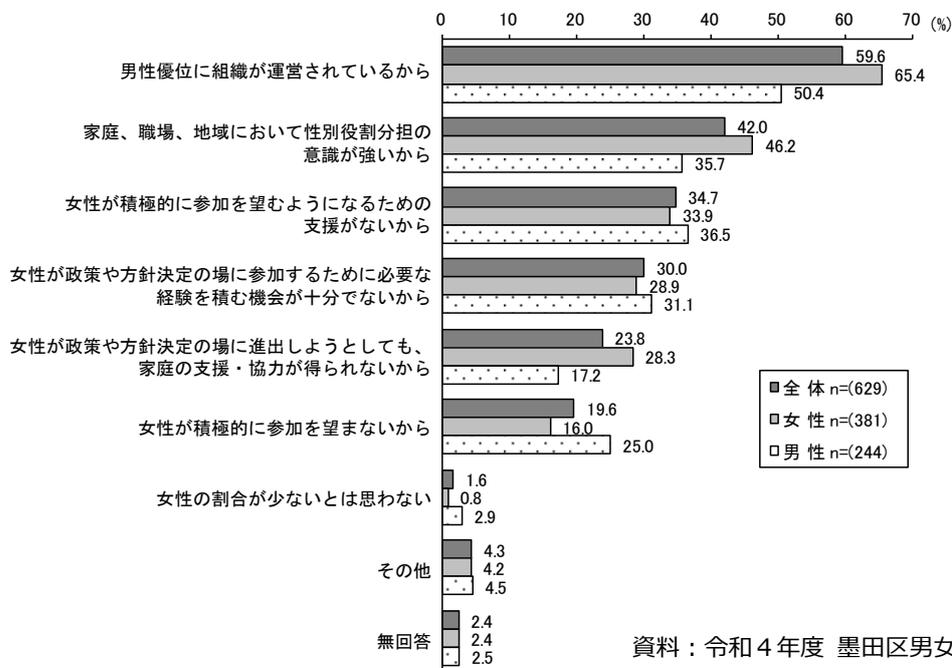


資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のために、「短時間勤務や在宅勤務など柔軟な働き方を整備する」（45.6%）、「長時間労働を削減する」（40.9%）、「職場や上司の理解・協力」（39.3%）等が求められており、職場環境の整備が重要です。

⑥意思決定過程への女性の参画促進について

【政策や方針決定の場で女性の進出が少ないといわれている理由】



資料：令和4年度 墨田区男女共同参画に関する調査

政策や方針決定の場で女性の進出が少ないといわれている理由として、「男性優位に組織が運営されているから」（59.6%）が最も多く、次いで「家庭、職場、地域において性別役割分担の意識が強いから」（42.0%）が挙げられており、あらゆる場面に根付いた固定的な性別役割分担意識の解消が求められています。

人権と多様性が尊重されるまち

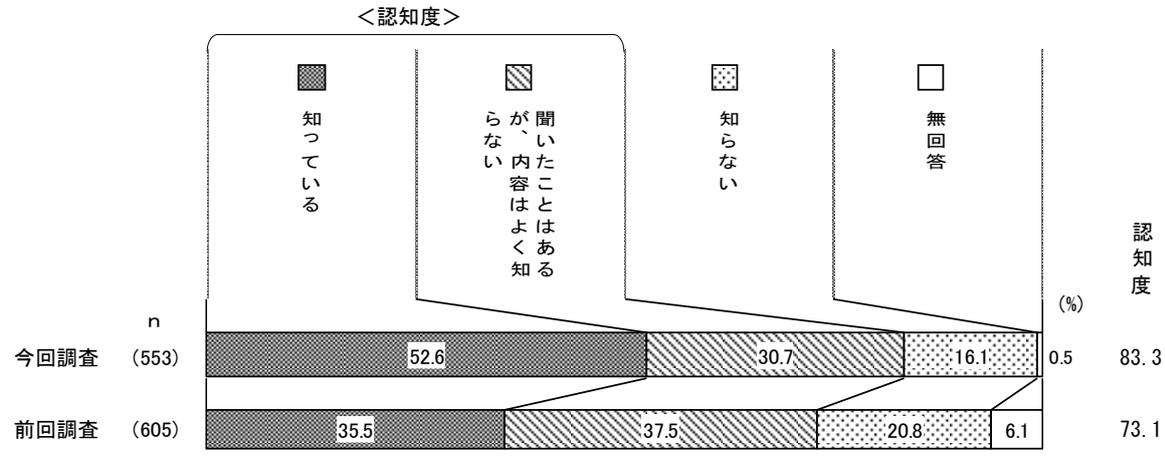
性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち

あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち

区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち

■ 事業所実態調査

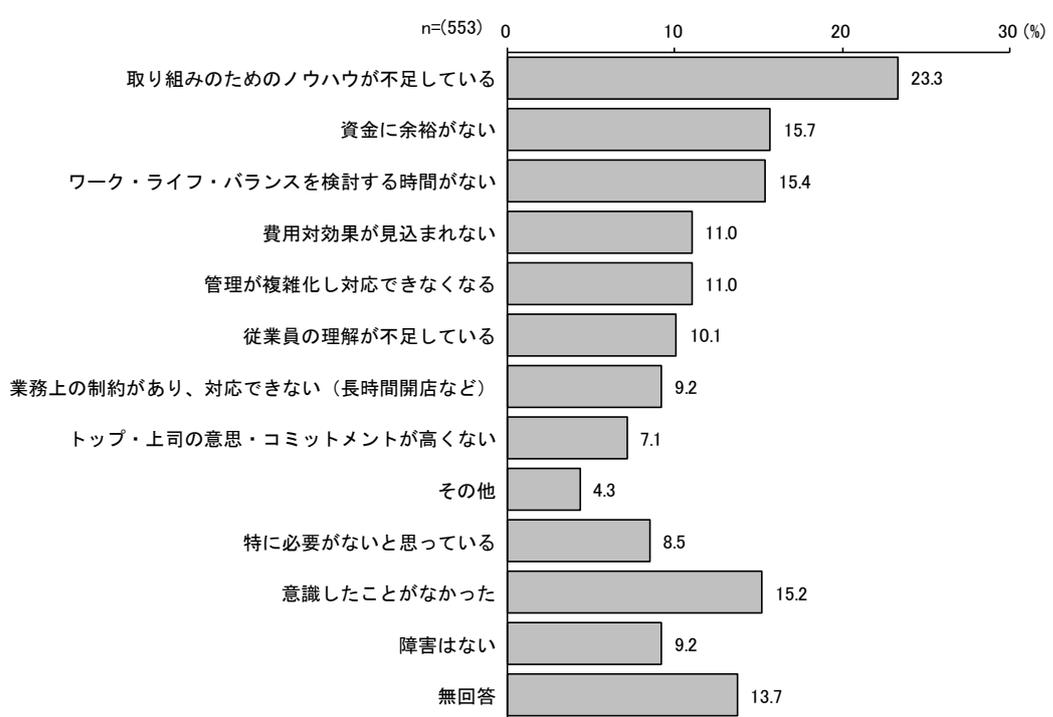
①働きやすい職場環境について
【「ワーク・ライフ・バランス」の認知度】



資料：令和4年度、平成28年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「知っている」は52.6%で、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の30.7%をあわせた<認知度>は83.3%となっています。前回調査と比較すると、「知っている」は前回調査の35.5%から17.1ポイント増加しており、認知度の向上がうかがえます。

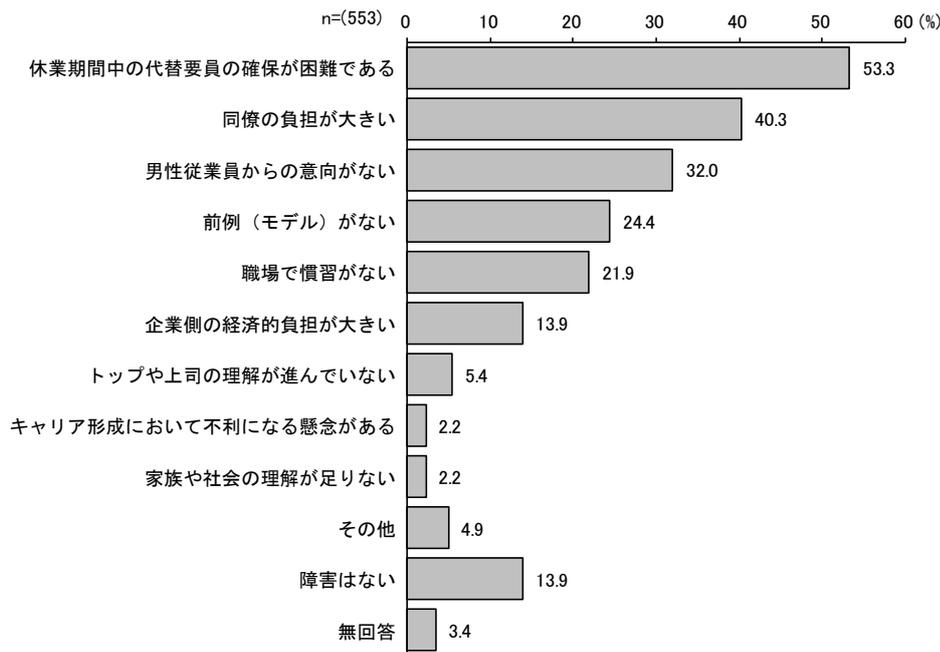
【「ワーク・ライフ・バランス」を推進する際の課題】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「取り組みのためのノウハウが不足している」が23.3%と最も多く、次いで「資金に余裕がない」の15.7%、「ワーク・ライフ・バランスを検討する時間がない」の15.4%が1割台半ばとなっています。事業所に対して情報提供や相談支援等の充実を図る必要があります。

【男性の育児・介護休業制度の活用推進時の課題】

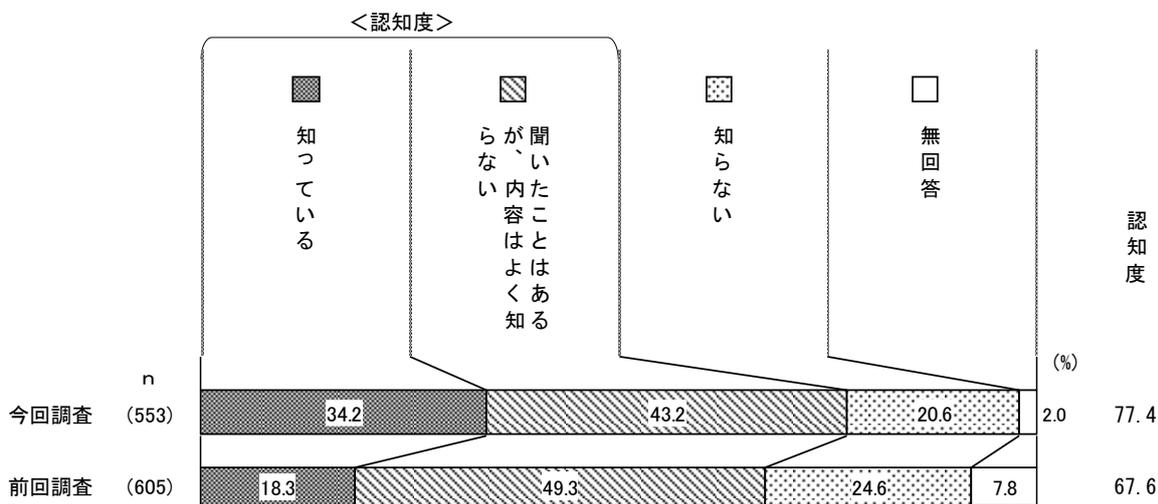


資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「休業期間中の代替要員の確保が困難である」が53.3%と最も多く、次いで「同僚の負担が大きい」が40.3%、「男性従業員からの意向がない」が32.0%、「前例（モデル）がない」が24.4%、「職場で慣習がない」が21.9%となっており、職場環境の整備に課題が多く残されている状況です。

②女性活躍推進における考え方について

【「女性活躍推進法」の認知度】



資料：令和4年度、平成28年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「知っている」は34.2%となっており、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」を合わせた<認知度>は77.4%となっています。前回調査と比較すると、「知っている」は前回調査の18.3%から15.9ポイント増加しており、認知度の向上がうかがえます。今後は内容の理解につなげられる周知の強化が必要です。

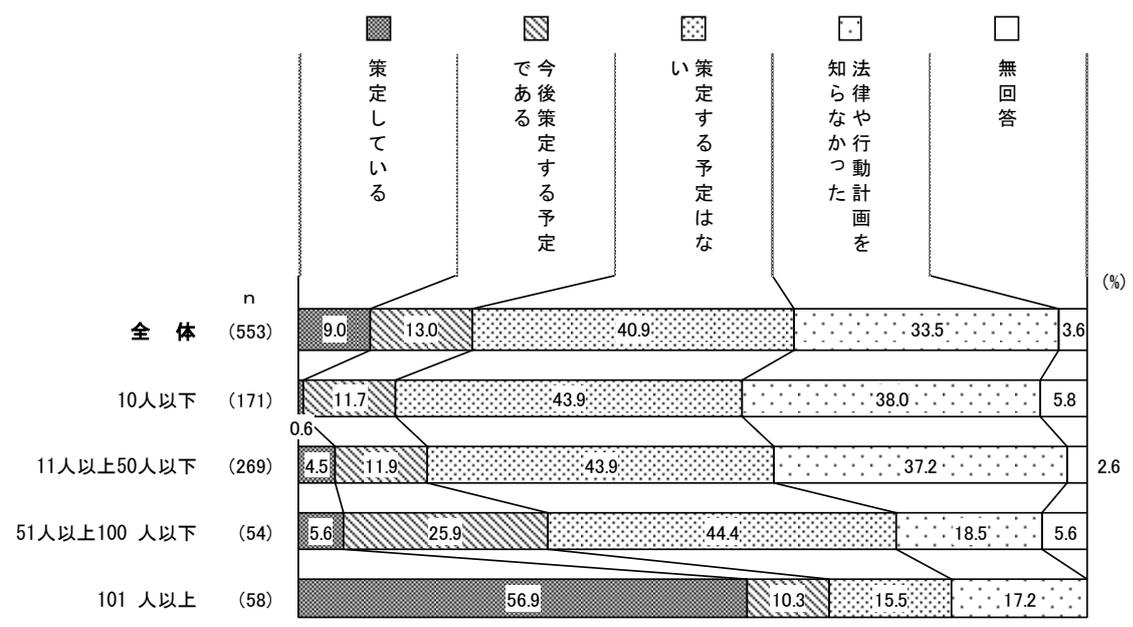
人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる能力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して
課題に取り組みまち
すみだ

【一般事業主行動計画の策定状況について】

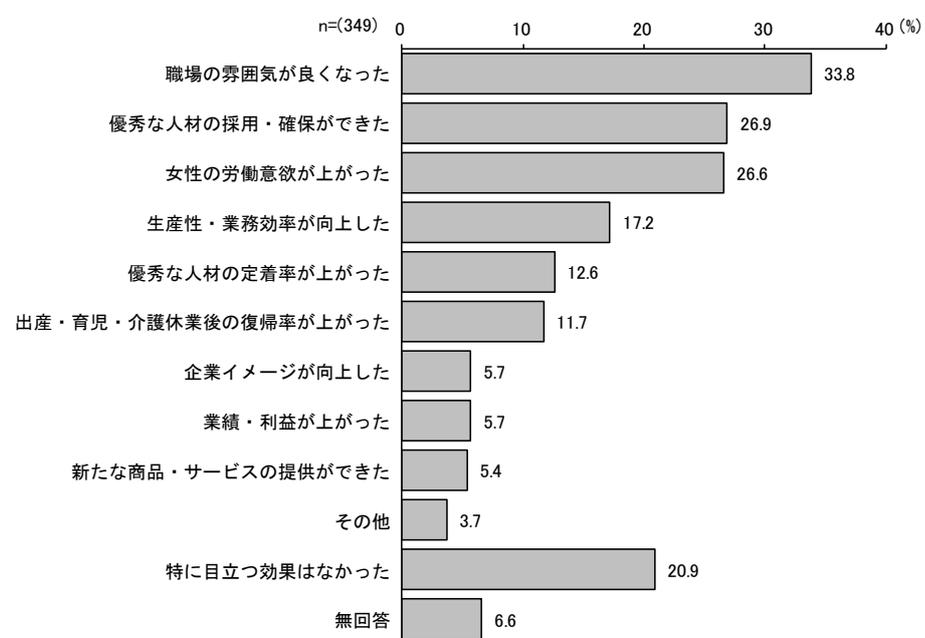


資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

一般事業主行動計画について「策定している」は事業所規模が101人以上で56.9%と最も多くなっていますが、100人以下の事業所規模ではいずれも1割未満となっています。「法律や行動計画を知らなかった」は50人以下で3割台となっており、認知度は低くなっています。

101人以上の事業所では法定義務となりますが、「策定している」は56.9%にとどまり、「今後策定する予定である」の10.3%を加えても6割台となっており、女性活躍推進法とともに周知を進める必要があります。

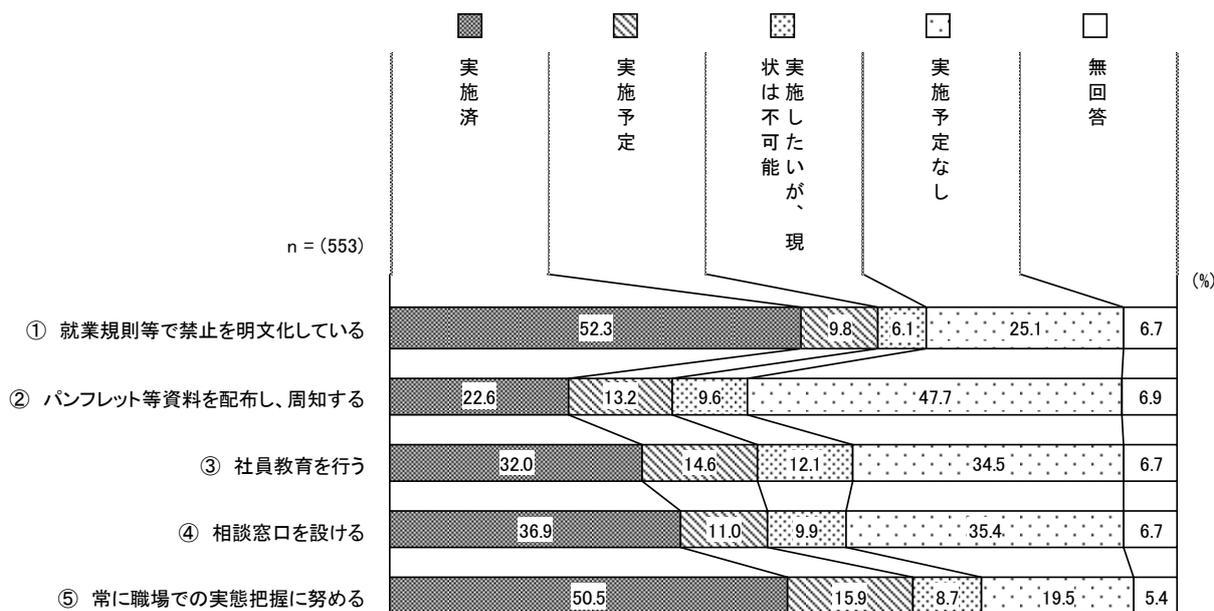
【女性活躍に関する取り組み実施後の効果】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「職場の雰囲気が良くなった」が33.8%と最も多く、次いで「優秀な人材の採用・確保ができた」が26.9%、「女性の労働意欲が上がった」が26.6%となっており、一定の効果が出ていることがうかがえます。

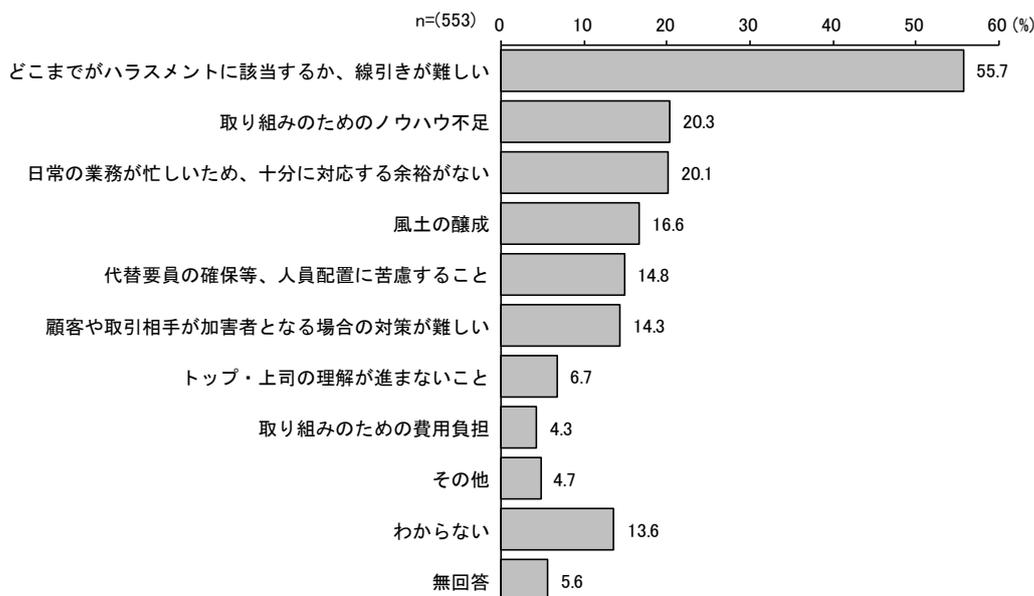
③人権問題への対応状況について
【ハラスメントへの取り組み実績状況及び意向】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「実施済」は『就業規則等で禁止を明文化している』（52.3%）、『常に職場での実態把握に努める』（50.5%）で半数以上となっており、『相談窓口を設ける』（36.9%）、『社員教育を行う』（32.0%）で3割台、『パンフレット等資料を配布し、周知する』（22.6%）で2割台となっています。一方、『パンフレット等資料を配布し、周知する』、『相談窓口を設ける』、『社員教育を行う』で「実施予定なし」が3～4割台と比較的高く、事業所での取組の充実に向けて支援を進めることが必要です。

【職場のハラスメント防止対策に取り組む上での課題】



資料：令和4年度 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査

全体では、「どこまでがハラスメントに該当するか、線引きが難しい」が55.7%と特に多くなっており、ハラスメントに関する正しい理解促進や情報提供を進めることが重要です。

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる能力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して
課題に取り組むまち
すみだ

4 第5次プランでの取組と今後の課題

「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」の計画期間の振り返りとして、基本目標ごとに、主な取組を挙げ、指標から効果の検証とともに、今後の課題についてまとめました。

■基本目標1 互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ

【主な取組】

男女共同参画施策に関する情報発信、児童・生徒への男女平等教育、DV等の予防啓発、早期発見、相談窓口の充実

【6つの指標（4つの成果指標・2つの活動指標）に対する検証】

男女共同参画意識の成果指標は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に<反対>する割合が増加することを目標としていたのに対し、前回から10.1ポイント増加の61.7%でした。しかし、成果指標「全体として現在の日本における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合」は、同じく増加を目標としていたにもかかわらず、8.4%と2.5ポイント減少をしていました。このことから、固定的性別役割分担意識を解消する意識啓発事業の成果は上げているものの、実態としては平等を感じられる社会の実現までには至っていないことが示されました。

多様な性の理解と尊重を図るための成果指標「LGBT等（性的マイノリティ）の内容まで知っている区民の割合」は、前回から34.7ポイント増加の69.3%であり（目標40%）、普及啓発事業の効果は十分あったといえます。

心とからだを尊重する社会づくりの成果指標「DV防止法を内容まで知っている区民の割合」は、増加を目標としていたのに対し、8.1ポイント増加の29.3パーセントでした。活動指標である「デートDV予防啓発講座開催校数」は、年2校以上の目標に対し、年3校実施することができています。また、活動指標「乳がん、子宮頸がん検診受診率」（目標50%）は、がんに関する区民意識調査の結果が令和5年度末となるため、検証にいたりませんでした。

【今後の課題】

- 男女共同参画に関する意識啓発の強化：性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について気づく機会の提供と、その解消に向けた事業を実施します。
- 多様な性の理解促進：全ての人に関わるSOGI（性的指向・性自認）について正しく理解し、性的マイノリティの抱える困難の解消のための支援に取り組みます。
- 誰もが安心して暮らせるまちづくり：DV等の暴力の根絶と健康増進のための事業に取り組みます。特にDV防止・相談・支援に関する既存の機能を生かし、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。

■基本目標2 女性も男性も輝き活躍できるまち すみだ【女性活躍推進計画】

【主な取組】

男性向け子育て・介護に関する講座等の開催、女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実
出産・子育て応援事業

【6つの指標（2つの成果指標・4つの活動指標）に対する検証】

成果指標「ワーク・ライフ・バランスの内容まで知っている区民の割合」は、前回から21.7ポイント増加し50.6%でした（目標の40%）。成果指標「職場における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合」も、前回から6.6ポイント増加の31.6%となりました（目標30%）。

活動指標「男性の子育て参画支援講座（父親対象事業）の父親参加数」及び「男性介護者及び認知症家族介護者教室における男性の参加者数」は、今期がコロナ下にあったため、いずれも目標を達成することは出来ませんでした。また、「区職員の管理・監督職における女性の割合」については、管理職の目標が20%程度だったのに対し、前回から1.3ポイント減少の13.5%でしたが、監督職は目標35%に対し、4.1ポイント増加の37.1%でした。「区男性職員の育児休業取得率」は、増加することを目標としていたことに対し、前回から比べ38.9ポイント増加の66.7%でした。

【今後の課題】

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、時差通勤やテレワーク等の多様な働き方が普及しました。こうした取組を活かすよう、事業所への周知啓発及びアドバイザー派遣による支援等を実施します。
- 女性活躍の推進：あらゆる分野に女性が参画することで、多様な意見が反映されるよう、女性の積極的登用を、区も区内事業者とともに取り組みます。

■基本目標3 性別にとらわれずあらゆる分野で協働するまち すみだ

【主な取組】

審議会等における女性委員の比率向上への取組、墨田区防災士ネットワーク協議会に女性分科会を設置

【2つの指標（1つの成果指標・1つの活動指標）に対する検証】

成果指標「地域社会における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合」は、22.4%と前回から1.2ポイント増加しましたが、目標の30%には届きませんでした。

活動指標「審議会・委員会の女性委員比率」も、29.7%と前回から3.2ポイント増加しましたが、目標の30%には届きませんでした。

【今後の課題】

- 意思決定過程への女性の参画推進：多様な価値観を取り入れ、豊かな活力を生み出すため、意思決定過程への女性参画を促進します。
- 防災・防犯における男女共同参画の推進：女性をはじめマイノリティの立場からの視点を活かした防災・防犯の取組を推進します。

■基本目標4 区、区民、事業者等が連携して施策を推進するまち すみだ

【主な取組】

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例の施行、拠点施設の名称変更「すみだ共生社会推進センター」（2024年4月予定）

【今後の課題】

- 庁内関係部署及び関係団体との連携：墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例について広く周知し、区民、事業者、地域団体及び教育関係者等との協働により、施策を推進します。
- 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施を推進します。
- 拠点施設「すみだ共生社会推進センター」の機能充実と活動強化を促進します。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、2023（令和5）年4月に施行した「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」において、男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に示された基本理念を、計画の柱に位置付けるとともに、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」で掲げた基本理念を踏襲し、多様な性を尊重し、誰もがともに責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していきます。

認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ

～ すみだの男女共同参画*社会の実現 ～

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、新しい時代に向かって、すべての人がともに活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

※「すみだの男女共同参画」とは、多様な性を包摂しています。

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（基本理念）

- (1) 全ての人々が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) 全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (3) 全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (4) 性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人々の生き方を尊重し合うこと。
- (6) 家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し合い、かつ、協力し合うこと。
- (7) 性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

2 計画の体系

計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。

基本理念

認め合い

支え合い

ともに創るまち

すみだ

すみだの男女共同参画社会の実現

基本目標

1

人権と多様性が
尊重されるまち すみだ

2

性別等にかかわらず
誰もが輝き、ともに
活躍できるまち すみだ

3

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに
過ごせるまち すみだ

4

区、区民、事業者等が力を
合わせ、互いに連携して
課題に取り組むまち すみだ

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

施策の方向

課題

(1) 男女共同参画意識を高めます

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

(2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます

- ① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信
- ② 多様な性の理解促進
- ③ 性的マイノリティへの支援

(3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます

- ① 地域における男女共同参画の推進
- ② 防災・防犯における男女共同参画の推進

女性活躍推進計画

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します

- ① 誰もが共に担う子育てへの支援
- ② 誰もが共に担う介護（介助）への支援
- ③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

(2) 性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します

- ① 働く場での女性の活躍推進
- ② 就業における男女共同参画の推進

(3) 意思決定過程への女性の参画を進めます

- ① 意思決定過程への女性の参画促進

基本DV計防画止

(1) あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます

- ① 配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援
- ② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

(2) 心と身体を尊重する社会づくりを進めます

- ① 生涯を通じた健康支援

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

- ① 経済的な困難を抱える人への支援
- ② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 計画の推進体制を充実します

- ① 男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化
- ③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

Ⅲ 計画の内容

○番号のみ：進捗確認事業

毎年進捗状況を報告する事業です。

墨田区男女共同参画推進委員会の評価を受けます。

○番号*：進捗確認対象外事業

取組状況に変更等があった年のみ、進捗状況を報告する事業です。

基本目標

1

人権と多様性が尊重されるまち すみだ

関連するSDGs



性別等にかかわらず、誰もが互いに多様な生き方を尊重することが、男女共同参画社会の実現につながります。

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、社会のあらゆる場に根付いている固定的な性別役割分担意識があります。こうした意識やそれに基づく慣習は幼少期の環境や身近な人間、メディア等の影響を受けて形成されるため、家庭や学校、職場などのあらゆる場における意識啓発や教育が重要です。

また、誰もが生活しやすいまちづくりのためには、性的マイノリティへの理解促進と支援に取り組むことが不可欠です。性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いの個性や生き方を認め合える意識の醸成を図る必要があります。

■ 指標

項目名	現状	目標 (令和10年度)	指標の出典
成果指標 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に＜反対＞する区民の割合（「どちらかといえば反対」も含む）＜固定的な役割分担意識＞	61.7%	70.0%	墨田区男女共同参画に関する調査(令和4年度実施)
成果指標 全体として現在の日本における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合	8.4%	12.0%	墨田区男女共同参画に関する調査(令和4年度実施)
成果指標 LGBT等（性的マイノリティ）の内容まで知っている区民の割合	69.3%	75.0%	墨田区男女共同参画に関する調査(令和4年度実施)
成果指標 地域社会における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合	22.4%	30.0%	墨田区男女共同参画に関する調査(令和4年度実施)
活動指標 男女共同参画情報誌の発行	年2回	年2回	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 性的指向・性自認等への理解を深める交流会の実施	年1回	年1回	墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）新規

施策の方向（1） 男女共同参画意識を高めます

課題①

固定的な性別役割分担意識の解消

社会のあらゆる場面に長年にわたり形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残り、不平等を生んでいます。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査によると、固定的な性別役割分担意識に反対する人は賛成を上回ってはいますが6割程度にとどまっています。

性別等にかかわらず誰もが個性や能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、こうした意識を解消し、男女共同参画意識を向上させるために、区民や区内の事業所や団体、庁内等に対する啓発活動や情報発信の強化を図ります。

主な取組

男女共同参画意識の向上を図ります。

- ◆ 男女共同参画施策に関する情報発信
- ◆ 区民参加型の意識啓発事業の実施
- ◆ 情報の収集・把握・公表 など

◆ 男女共同参画施策に関する情報発信

	主な取組／事業	内容	所管課
1	区報、区公式ホームページ、SNS等による情報発信	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化、慣行を見直すきっかけとするための情報を発信します。同時に、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報も随時発信します。	広報広聴担当 人権同和・男女共同参画課 （すみだ共生社会推進センター）
2	男女共同参画情報誌の発行	固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画社会を実現するため、区民と協働して情報誌を発行します。	人権同和・男女共同参画課 （すみだ共生社会推進センター）
3*	若年向け男女共同参画啓発冊子の発行	啓発冊子を発行し、若年層に向けて男女共同参画意識の醸成を図ります。	人権同和・男女共同参画課
4*	職員向け男女共同参画啓発紙の発行	男女共同参画社会を目指して、さまざまな機会を捉え、職員に男女共同参画についての情報を提供し、意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課

◆ 区民参加型の意識啓発事業の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
5	男女共同参画推進のための各種啓発講座の開催	啓発講座を通じて男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。	人権同和・男女共同参画課 (すみだ共生社会推進センター)
6	男性の家事参加に向けた料理教室の支援（男の料理教室）	男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し、家事・育児・介護など家庭の責任を男女が共に担えるよう自主的に活動している団体を支援します。	保健センター
7*	男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出	情報資料コーナーに男女共同参画関連図書及び資料を収集し、区民に情報提供します。	人権同和・男女共同参画課 (すみだ共生社会推進センター)

◆ 情報の収集・把握・公表

	主な取組／事業	内容	所管課
8*	男女共同参画に関する区民意識調査の実施・公表	区の施策に反映するため、区民の男女共同参画に関する意識・実態調査を定期的に行います。また、調査結果は、概要版や区のホームページ等で情報提供します。	人権同和・男女共同参画課
9*	男女共同参画に関する区職員意識調査の実施・公表	区の施策を男女共同参画の視点で行うため、定期的に職員の意識・実態調査を行い、意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課

課題②

家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

幼少期は家族や身近な環境の影響を強く受けるため、家庭や学校における成長過程に応じた男女平等教育の実施、主体的に自分の進路を選択できる環境の整備が重要です。また、子どもと関わる家族や教職員をはじめ、家庭や地域等の大人が正しく男女共同参画を理解する必要があります。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査では、学校教育で力を入れるべきこととして、性別によらず能力を生かせるように配慮した指導や、日常の中で男女平等意識を育てる指導が求められています。

家庭や学校、地域等、あらゆる場において、子どもから大人まで誰もが男女共同参画や人権について学べる機会の創出や意識啓発を図ります。

主な取組

家庭、学校、地域における学習機会を通じて
男女共同参画や人権に関する意識の醸成を図ります。

- ◆ 児童、生徒への男女平等教育
- ◆ 教職員の意識の醸成
- ◆ 家庭や地域への意識啓発 など

◆ 児童、生徒への男女平等教育

	主な取組／事業	内容	所管課
10	男女共同参画の視点にたった教材等の見直し	男女共同参画の視点にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。	指導室
11	男女共同参画の視点にたった生活・進路指導の実施	各種研究会・協議会で、男女共同参画の視点にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。	指導室
12*	児童生徒の諸名簿における男女混合の推進	出席簿、指導要録、卒業生台帳について、男女混合名簿の実施を推進し、男女共同参画意識を育てます。	指導室
13*	メディア・リテラシー教育の実施	児童・生徒がメディアを主体的に読み解き、自分の意見を発信できるように、メディア・リテラシー教育を実施します。	指導室
14*	家庭教育意識啓発パンフレットの配布	小学校低学年・高学年、中学生の保護者向けに家庭教育に関する意識啓発パンフレット「おやこいつしょに」を配布し、意識啓発を図ります。	地域教育支援課

◆ 教職員の意識の醸成

	主な取組／事業	内容	所管課
15	人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践	男女共同参画など様々な人権課題における人権教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グループの研究・実践を深めます。	指導室
16*	性教育の推進	各学校が指導計画に基づき、性教育を行うよう推進します。	指導室

◆ 家庭や地域への意識啓発

	主な取組／事業	内容	所管課
17	家庭・地域に向けた男女共同参画意識の啓発	家庭教育支援を通じて、男女共同参画意識等の啓発を促進します。	地域教育支援課
18*	P T A活動における男女共同参画意識の啓発	P T Aの活動の中で、男女共同参画意識の啓発等の学習を支援します。	地域教育支援課
19*	男女共同参画等をテーマにした区民企画講座の支援	リクエスト講座の実施により、男女共同参画学習促進等をテーマにした講座の開催を支援します。	地域活動推進課

施策の方向（2）

多様な性を理解し、人権を尊重する
社会づくりを進めます

課題①

人権尊重意識の啓発と適切な情報発信

男女共同参画意識や人権尊重の意識を育てるには、メディア等さまざまな媒体を活用した情報発信に取り組む必要があります。

地域における男女共同参画の推進において、区から発信する情報は非常に重要です。インターネット等の多様な媒体を活用して情報を発信することで、広く周知を図ります。また、区が発信する情報について、男女共同参画の視点に立って内容や表現等を点検し正しい情報を提供することで、区民の男女共同参画意識を高めます。

主な取組

正しい情報提供による意識啓発に取り組みます。

- ◆人権尊重の観点からの情報発信
- ◆人権尊重意識啓発事業の実施
- ◆人権尊重と男女共同参画の視点の定着 など

◆ 人権尊重の観点からの情報発信

	主な取組／事業	内容	所管課
20	区報への人権啓発コラムの掲載	様々な人権問題をコラムとして取り上げ、シリーズ年4回の区報への掲載により、広く区民へ周知します。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
21	区公式ホームページによる情報発信	人権啓発冊子「人権感覚」を区公式ホームページに掲載し、様々な人権問題に対する意識啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
22*	インターネット等における差別的言動解消のための啓発	インターネット等における差別的言動の解消、情報の適切な発信と社会にあふれる多様な情報から取捨選択して、適切に情報を活用できるよう啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
23*	プロモーションサポート事業による適切な情報発信	区各所管が担当する事業等をより魅力的に見せるためのプロモーションサポート事業の中で、人権尊重や男女共同参画の視点からも配慮し、興味関心を高めるための伝え方の工夫をするよう促します。	広報広聴担当

◆ 人権尊重意識啓発事業の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
24	人権講演会の開催	人権尊重の考え方の普及・啓発を図るため、講演会等を実施します。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
25*	人権啓発冊子「人権感覚」の配布	機会をとらえて人権啓発冊子「人権感覚」を配布し、人権の観点から男女共同参画推進の意識を高めます。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)

◆ 人権尊重と男女共同参画の視点の定着

	主な取組／事業	内容	所管課
26	差別事象発生時の職員対応方法の周知及びマニュアルの更新	職員向け人権・同和问题研修等、機会を捉えて対応方法について周知するとともに、新たな人権課題に対応すべく、必要に応じてマニュアルを更新します。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
27*	人権擁護委員との連携	「人権講演会」の開催等、各種の人権問題解決への取組にあたり連携を図ります。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
28*	庁内刊行物等の点検	区が作成する文書・チラシ・ポスター等について、人権尊重及び男女共同参画の視点から内容や表現等を点検し、適時見直しを行います。	人権同和・男女共同参画課
29*	人権や男女共同参画に関する研修の実施	様々な人権問題を正しく捉え、また、男女共同参画の視点が持てるよう職員向け研修を実施します。	人権同和・男女共同参画課

課題②

多様な性の理解促進

多様な性に関する社会的な認識は近年急速に高まっており、2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査では、『LGBT等（性的マイノリティ）』について「内容まで知っている」と回答した人は約7割を占めています。

しかし、依然として性的マイノリティに対する無理解による差別や偏見が残り、日常生活の様々な場面で困難に直面することがあります。

誰もが自分らしく生きられるために、性的指向・性自認等に対する正しい理解を深めるための意識啓発や情報提供に取り組みます。

主な取組

性的指向・性自認等を理由とした差別や偏見をなくすための啓発や情報提供を推進していきます。

- ◆ 多様な性に関する意識啓発と情報発信
- ◆ 当事者や関係者等の交流

など

◆多様な性に関する意識啓発と情報発信

	主な取組／事業	内容	所管課
30	正しく理解するための情報発信等	多様な性のあり方を認め、理解し、尊重しあえるよう意識の高揚を図ります。	人権同和・男女共同参画課
31	職員、教職員への意識啓発	多様な性に関する職員ハンドブック、「人権感覚」等の職員向け啓発紙を活用して、性の多様性を認め尊重していく意識啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課

◆当事者や関係者等の交流

	主な取組／事業	内容	所管課
32	性的指向・性自認等への理解を深める交流会の実施	性的指向・性自認等への理解を深めるため、当事者やその家族、関係者等が情報交換できる交流会を実施します。	人権同和・男女共同参画課 (すみだ共生社会推進センター)

課題③

性的マイノリティへの支援

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査において、性的マイノリティの人権に配慮するために必要なこととして偏見・差別の解消に加え、社会制度の見直しが求められています。

性的指向・性自認等を理由に悩み、生活のしづらさを感じるなど、困難に直面している人やその家族等が安心して自分らしく暮らせるよう、相談体制の充実や、多様な性を尊重した支援施策の検討を進めます。

主な取組

性的マイノリティの当事者やその家族等が安心して暮らせるための支援に取り組みます。

- ◆相談窓口の充実
- ◆性的マイノリティに対する支援 など

◆相談窓口の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
33	性的指向・性自認に関する専門電話相談「すみだにじいろ相談」の実施	性的指向・性自認に関する専門知識を有する相談員が、当事者やその家族、関係者等からの悩みごとや相談を専用回線による電話相談で受け付け、支援していきます。	人権同和・男女共同参画課 (すみだ共生社会推進センター)

性的マイノリティに対する支援

	主な取組／事業	内容	所管課
34	墨田区パートナーシップ宣誓制度の運用	パートナーシップ関係にあるお二人が区長に宣誓することで、届出られたことを証明する受理証明書及び受理証明カードを交付します。	人権同和・男女共同参画課 (人権同和担当)
35*	区営住宅等への入居要件等の拡充	世帯用の、区営住宅・シルバーピア・高齢者個室借上げ住宅等の申込対象として「事実上婚姻関係と同様の事情にある方、東京都パートナーシップ宣誓制度又は墨田区パートナーシップ宣誓制度における受理証明書等の交付を受けている方」を含めます。	住宅課
		コミュニティ住宅への使用申込者の資格として、「事実上婚姻関係と同様の事情にある方、東京都パートナーシップ宣誓制度又は墨田区パートナーシップ宣誓制度における受理証明書等の交付を受けている方」を含めます。	密集市街地整備推進課
36*	住宅修築資金融資あっせん及びすみだ住宅取得利子補助	申請の対象となる若年夫婦世帯の定義に、「事実上婚姻関係と同様の事情にある方、東京都パートナーシップ宣誓制度又は墨田区パートナーシップ宣誓制度における受理証明書等の交付を受けている方」を含めて支援します。	住宅課
37*	性的マイノリティに対する施設利用時の合理的配慮の検討	性的マイノリティの方が、区の施設利用の際に求められる合理的配慮について、施設ごとに、状況を踏まえて、対応を検討します。	各施設の所管課

施策の方向（3） 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題①

地域における男女共同参画の推進

様々な背景を持つ住民が共に地域活動に参画し協力することで、地域社会へ多様な考え方が反映され、多様なニーズに対応できる地域の活性化につながることを期待されます。

しかし、2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査によると、地域社会における男女の地位について、平等という回答が2割程度、男性優遇という回答が3割台半ば程度となっており、参加した地域活動の場で固定的性別役割分担が見られたという回答もみられます。

誰もが対等な構成員として地域活動に参加できる機会の確保のために、多様な地域住民の地域活動への参加促進を図ります。

主な取組

地域、諸団体の自主的な男女共同参画の取組の支援を推進します。

- ◆ 地域における男女共同参画意識の啓発
- ◆ 男性の地域活動への参画支援 など

◆ 地域における男女共同参画意識の啓発

	主な取組／事業	内容	所管課
38	地域で助け合う 小地域福祉活動の推進	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で推進している、町会・自治会を範囲とした地域単位で行う支えあい・助けあい活動である「小地域福祉活動推進事業」に助成し、地域共生社会の実現をめざします。	厚生課
39*	団体・サークルの育成・支援	団体情報の登録や学習情報の提供によって、団体・サークルの育成・支援を行い、地域のあらゆる団体に男女共同参画について考えるきっかけづくりを行います。	地域活動推進課
40*	食育の普及、啓発	食育推進のネットワークを通して、普及啓発を図ります。	保健計画課
41	定年後の社会貢献意識の向上 (セカンドステージセミナー等)	定年後のシニアに向け活動の場を提供し、社会参加や生きがいづくりを支援します。	高齢者福祉課

◆ 男性の地域活動への参画支援

	主な取組／事業	内容	所管課
42	男性の社会貢献意識の向上促進 (老人クラブ活動の活性化)	高齢期を迎えた男女が共に地域の中で生きがいをもって暮らし続けるため、社会奉仕、友愛活動及び健康をすすめる活動を促進する老人クラブを支援します。	高齢者福祉課

課題②

防災・防犯における男女共同参画の推進

近年頻発する大規模災害により、特に女性や子ども等の生活への多大な影響や避難所における性被害・性暴力等の課題が顕在化しています。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査でも、防災分野で必要な男女共同参画の視点として、性別等によるニーズの違いに配慮した備蓄品の用意や避難所設備への女性の意見の反映等が多く挙げられました。

男女共同参画の視点に立った避難所運営や、防災意識の啓発の重要性が高まっていることを踏まえ、防災対策の取組の強化を図ります。

主な取組

性別等の多様な視点で防災・防犯における男女共同参画の取組を進めます。

◆ 防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築 など

◆ 防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築

	主な取組／事業	内容	所管課
43	避難所運営体制の構築	男女共同参画の視点に立った避難所運営体制の構築を目指します。	防災課
44*	地域住民を対象とした防災講座の開催	防災士の育成をはじめ、各種講座等を通して、男女共同参画の視点を持った人材育成を図ります。	防災課
45	男女共同参画の視点からの防災・防犯における意識啓発	男女共同参画の視点で防災・防犯に関する意識啓発講座等を実施します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
46*	地域安全マップ作成事業の実施	地域の安全・防犯についての知識を習得し、地域防犯力の向上を図るため、町会・自治会を募集先とした、地域の誰もが参画できる講座を実施します。	安全支援課

基本目標

2

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち すみだ

関連するSDGs



性別等にかかわらず、誰もが対等に社会に参画しその個性と能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会の実現に極めて重要であり、少子高齢化の進展と人口減少が進む時代においても不可欠です。

女性の就業率は上昇傾向にあり、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりも進められてきました。しかし、依然として家事・育児・介護等の多くは女性が担っており、結婚や出産等を理由に女性が自分の希望通りに働けなくなることも少なくありません。また、職場に残る長時間労働等の慣行は、男性の家庭への参画を阻む大きな要因となっています。

意思決定過程への女性登用も重要な課題です。依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識が、女性の社会進出を阻んでいることがうかがえます。

家庭や職場、意思決定過程の場等、あらゆる分野に誰もが対等に参画できるよう意識啓発や支援の充実を図る必要があります。

■ 指標

項目名	現 状	目 標 (令和10年度)	指標の出典
成果指標 「ワーク・ライフ・バランス」の内容まで知っている区民の割合	50.6%	70.0%	墨田区男女共同参画に関する調査
成果指標 職場における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合	31.6%	35.0%	墨田区男女共同参画に関する調査
活動指標 男性の子育て参画支援講座（父親対象事業）の父親参加数	22名	25名	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 男性介護者教室及び認知症家族介護者教室の実施回数	52回	52回	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 審議会・委員会の女性委員比率	29.8%	40%以上	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業）
活動指標 区職員の管理・監督職における女性の割合	管理職 13.5% 監督職 37.1%	管理職 22.0% 監督職 40.0%	[現状]墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業） [目標]墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画
活動指標 区男性職員の育児休業取得率	66.7%	85.0%	[現状]墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和4年度実施事業） [目標]墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画

施策の方向（1）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します
【女性活躍推進計画】

課題①

誰もが共に担う子育てへの支援

誰もが対等に社会で活躍するためには、就労における仕事と家庭の両立が重要になります。

しかし、共働きが増加する一方で、子育ての中心は依然として女性が担っている状況です。2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査によると、育児やしつけ・家庭教育について女性の5割以上が主に自分が担っているとしています。

子育てへの男性の意識を高める取組や、男性が家庭へ参画することへの職場や家庭等の周囲の理解促進のための働きかけを進めます。また、子育ての負担を軽減させるための支援策の充実に引き続き取り組みます。

主な取組

誰もが共に子育てができる環境整備を進めます。

- ◆ 男性の子育て参画支援
- ◆ 出産・子育て応援事業 など

◆ 男性の子育て参画支援

	主な取組／事業	内容	所管課
47	男性のための育児教室の実施（パパのための出産準備クラス）	男性も育児に関わることができるよう、育児に関する知識や技術についての講座を開催します。	保健センター
48	男性の子育て参画支援講座の実施（父親対象事業）	男性向けの講座を実施し、男性が子育てや家庭生活、地域活動に、積極的に関わることができるよう意識啓発を行います。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）

◆ 出産・子育て応援事業

	主な取組／事業	内容	所管課
49	出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」	妊娠初期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠中に助産師等の専門職が面接を行い、関係機関と連携して必要な支援を行います。	保健センター
50	学童クラブ事業の実施	小学校低学年の児童が放課後に安心して過ごせる場として学童クラブを整備します。また、私立学童クラブに対し運営経費の一部補助を行います。	子育て政策課

	主な取組／事業	内容	所管課
51	一時的に子どもを預かる 子育て支援事業	保護者が、病気や出産などで子どもの世話ができない時や育児が一時的に困難な家庭の子どもを預かり、子育てを支援します。	子育て支援総合センター
52*	子育ての相互援助活動の実施 (ファミリー・サポート・ センター事業)	多様化する保護者の保育ニーズにこたえるため、地域のコミュニティを活用し、会員同士で地域における子育ての相互援助活動を行い子育て支援を充実します。	子育て支援総合センター
53*	家事・育児サポーター事業の 実施	妊娠中の方と2歳までのお子さんを子育て中の方のご自宅へサポーターを派遣して、家事・育児の支援サービスを実施することにより、身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるように支援します。	子育て支援総合センター
54*	訪問型保育支援事業 すみだ子育て支援ネット 「はぐ (Hug)」	在宅で子育てする保護者が急な病気や体調不良等により子育てが困難になった場合、民間事業者に事業を委託し、保護者の自宅へ区が認定した子育てサポーターを派遣し、子どもを保育します。	子育て支援総合センター
55*	子育てサポーターの 育成・活用	子育て経験が豊富であり、子育ての悩みを抱える親が気軽に相談できる子育てサポーターを育成し、区が実施する子育て支援事業等で活用します。	子育て支援総合センター
56*	子育て自主グループの育成 (子育て支援地域活動促進事業)	地域で児童を育成する機能を活性化させる区民の自助・相互活動を促進し、子育て自主グループを育成します。	子育て支援総合センター
57*	LINEによる子育て支援情報の 発信	LINE 墨田区公式アカウントから、妊娠期や乳幼児の子どもをもつ保護者等へ、きずなメール(産前・産後のアドバイスや、子どもの月齢に応じた区からのお知らせ等の子育て支援情報)を個別に配信します。子育て世帯に適切な情報を届けることで、子育てにおける孤立防止につながります。	子育て支援課
58*	すみだいきいき子育てガイド ブックの配布	子育て世帯に適切な情報を届けるため、出産準備や乳幼児の子育て、家庭教育、虐待防止、子育て支援の施策など、子育ての参考となるガイドブックを親子健康手帳(母子健康手帳)配布時等に配布します。	子育て支援課

課題②

誰もが共に担う介護（介助）への支援

家庭における介護の役割は女性が担うことが多く、子の育児と親の介護を同時に担うダブルケア問題も指摘されています。2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査でも、高齢者等の介護や病人の介護について、女性で5割以上が主に自分が担っている状況です。

仕事との両立が困難になることによる介護離職の問題も依然として残されており、介護を社会全体で支えるための支援の充実を図ります。また、男性が介護を担うことへの職場等の理解促進に加え、家事等に不慣れな男性介護者が孤立しないように支援を行います。

主な取組

誰もが共に介護（介助）ができる環境整備を進めます。

◆介護（介助）者への支援の充実 など

◆ 介護（介助）者への支援の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
59	男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施	認知症など高齢者の介護について学ぶとともに、介護者同士の情報共有・ネットワークづくりを進め、介護者の負担軽減等を図ります。	高齢者福祉課
60	緊急一時介護・保護事業の実施	心身障害者（児）緊急一時介護、障害者緊急保護等の事業を実施します。	障害者福祉課
61*	障害者への巡回入浴サービスの実施	自宅にお風呂がないなど、家族介護による入浴が困難な重度心身障害者（児）に対して、入浴車を派遣し、入浴サービスを行うことにより、家族の負担を軽減します。	障害者福祉課
62	高齢者の総合相談窓口業務の実施	区内8か所にある高齢者支援総合センターで、介護者の相談に対応します。	高齢者福祉課
63*	介護保険施設の整備促進	常時介護を必要とする方が入所する特別養護老人ホームなどの施設整備を支援します。	介護保険課
64*	認知症高齢者の施設の整備促進	認知症のある高齢者が少人数で暮らし、専門的援助の受けられる認知症高齢者グループホーム等の整備を支援します。	介護保険課
65*	介護保険制度の普及と介護サービスの充実	介護を社会全体で支えるために、介護保険制度の普及及び啓発をし、介護サービスを充実します。	介護保険課

課題③

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

価値観やライフスタイルが多様化する中、仕事や家庭、趣味や学習等の自己啓発といった様々な活動を希望するバランスで展開できることで、自分らしくいきいきと活躍でき、健康で豊かな生活を実現できます。そのためには、職場におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が不可欠です。

2022（令和4）年年度に実施した女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査によると、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は上昇傾向にあります。ワーク・ライフ・バランス推進のための国等の制度や事業はほとんど活用されていない状況です。

事業所等へワーク・ライフ・バランスの意識啓発や理解促進を図り、職場環境の見直しや育児・介護休業制度の拡充等の取組の推進を促します。

主な取組

正しい情報提供による意識啓発に取り組みます。

- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動
- ◆ 「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進 など

◆ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

	主な取組／事業	内容	所管課
66	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施	ワーク・ライフ・バランスの意義や方法を紹介し意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課
67*	区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動（再掲）	区のお知らせや区公式ホームページ、啓発冊子等を活用し、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課
68	女性活躍推進や働き方改革を実現するためのアドバイザーの派遣	常時雇用する労働者が100人以下の区内中小企業等に対し、アドバイザーを派遣することで、女性活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	人権同和・男女共同参画課

◆ 「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進

	主な取組／事業	内容	所管課
69*	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、職員の仕事と家庭の両立が図られるようにするため、勤務環境の整備等の目標を定め、それを達成するための取組を推進します。	職員課
70*	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	「女性の職業生活における活躍に関する法律」第15条に基づき、女性職員の活躍しやすい制度・環境と誰もが働きやすい環境づくりのための目標を定め、それを達成するための取組を推進します。	職員課

施策の方向（2）

性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう
支援します
【女性活躍推進計画】

課題①

働く場での女性の活躍推進

2022（令和4）年度に実施した女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査では、一般事業主行動計画を策定していない事業所が約9割を占め、女性活躍推進法や行動計画を知らなかった事業所も3割以上にのぼります。

性別等にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現のためには、職場における取組が重要です。働きたい女性が自らの希望に応じた働き方ができるよう、職場における女性活躍推進に関する周知・啓発や女性登用に関する理解促進に加え、女性のチャレンジを支援する取組を進めます。

主な取組

誰もが働きやすい職場環境の促進に努めます。

- ◆管理・監督者への女性登用促進
- ◆仕事と家庭の両立に資する保育の実施
- ◆女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実 など

◆ 管理・監督者への女性登用促進

	主な取組／事業	内容	所管課
71	女性職員へ管理職選考等の受験促進	管理職である女性職員の割合が、目標の22%程度となるよう女性職員に管理職選考等を受験するよう促進します。	職員課
72	キャリアアップ研修の実施	キャリア形成や昇任へのチャレンジ意欲の喚起のため、キャリアアップ研修を実施します。	職員課
73*	区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動	区のお知らせや区公式ホームページ、啓発冊子等を活用し、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課

◆ 仕事と家庭の両立に資する保育の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
74	保育サービス相談（保育コンシェルジュ）事業の実施	保育コンシェルジュ事業を実施し、それぞれの家庭に適した保育サービスを案内します。	子育て支援課
75*	定期的な保育の実施（認可保育園、保育ママ、小規模保育所）	保護者の就労等によって養育が困難になった子どもを、保護者に代わって保育園等の保育施設で保育します。	子ども施設課

	主な取組／事業	内容	所管課
76*	一時的な保育の実施（緊急、延長、休日、病児・病後児）	延長保育、休日保育、年末保育の特別保育事業を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応します。	子ども施設課
		病児・病後児保育を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応します。	子育て支援課
77*	待機児童解消対策の推進	認可保育所、小規模保育事業所の整備を推進し、待機児童の解消を図ります。	子育て政策課

◆ 女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
78*	一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進をはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行います。	人権同和・男女共同参画課
79*	女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査の実施と公表	区の施策に反映するため、女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する区民及び区内事業所の意識・実態調査を定期的に行います。また、調査結果は、概要版や区のホームページ等で情報提供します。	人権同和・男女共同参画課
80*	職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施	墨田区職員研修実施計画に基づく各職層への研修を行うとともに、特別区職員研修所の人権研修等に職員の受講を促し、区の職員の男女共同参画に関する理解を深めます。	職員課
81*	区職員対象の旧姓使用制度の実施	婚姻等により改姓があっても、旧姓を使用することを認め、就労上の便宜を図ります。	職員課

課題②

就業における男女共同参画の推進

誰もが自分の意志で生き方を選び、自分らしくいきいきと活躍することができる社会づくりには、働くことを希望するすべての人が能力を発揮できる職場環境づくりが必要です。

職場における男女共同参画の取組は進められてきたものの、性別等により正当に評価されず、昇進や仕事の内容、待遇面で女性は男性に比べて冷遇される傾向が依然としてみられます。

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する調査では、出産等を経て再就職する場合に、女性で保育サービスの充実や再雇用制度、パートの労働条件の向上が多く求められているほか、情報提供や就職相談といったニーズも見受けられます。事業所等に対する男女共同参画に関する適切な情報提供や、働くことを希望する人のための相談支援等の充実に取り組みます。

主な取組

就業における女性と男性の活躍を支援します。

- ◆労働に関する情報提供
- ◆就職に関するカウンセリングや相談 など

◆ 労働に関する情報提供等

	主な取組／事業	内容	所管課
82*	国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供	国・都から提供された資料及びパンフレット等を収集・配布し、育児・介護休業制度取得や短時間勤務の利用促進を図ります。	人権同和・男女共同参画課
83*	女性の就労に関する情報の提供	労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマーの権利等についての資料を窓口配布やSNSで発信することにより、労働に関する男女共同参画について啓発します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
84	就労に関する意識啓発	男女共同参画の視点から、就労に関する啓発のための情報発信や講座等を実施します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
85*	就職情報の提供 「就職支援コーナーすみだ」	求人や職業訓練など就職支援情報の提供及び相談体制を充実します。	経営支援課

◆ 就職に関するカウンセリングや相談

86	就職相談コーナー事業の実施 「就職・仕事カウンセリングルーム」	39歳以下の求職者やその親族、子育て世代等の女性を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動の進め方から仕事選び、適性診断等についてのアドバイスや就職後の相談に応じます。	経営支援課
----	------------------------------------	--	-------

施策の方向（3）

意思決定過程への女性の参画を進めます

【女性活躍推進計画】

課題①

意思決定過程への女性の参画促進

政策や方針を決定する意思決定過程の場に誰もが対等に参画することで、さまざまな視点を取り入れることができ、誰もが活躍することのできる社会の実現につながります。

しかし、固定的な性別役割分担意識等が原因で、女性の登用が男性よりも遅れているのが現状です。例えば、女性ということ責任の重い仕事を割り振らないことは、女性への配慮のように見え女性側も気づきにくいのですが、本人の意志に関係なく経験を積む機会を与えないことになり、女性登用を阻む要因の1つになっています。

女性登用を促進するために、こうした意識の解消のための啓発や周知を進め、女性登用を積極的に働きかけます。

主な取組

意思決定過程への女性参画を促進します。

- ◆ 審議会等における女性委員の比率向上
- ◆ 政治分野における女性の活躍推進 など

◆ 審議会等における女性委員の比率向上

	主な取組／事業	内容	所管課
87	審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大	区の審議会等の委員に女性を積極的に登用すること及び公募制の拡大を関係各課に働きかけ、女性のいない審議会をなくすように努めます。審議会等の委員の割合を、男女共に2028（令和10）年度までに40%にすることをめざします。	人権同和・男女共同参画課
88*	女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表	関係各課に毎年調査を行い、女性委員の登用率を把握するとともに、女性の参画状況を明らかにします。	人権同和・男女共同参画課

◆ 政治分野における女性の活躍推進

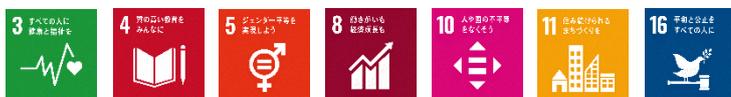
	主な取組／事業	内容	所管課
89*	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知に努めます。	人権同和・男女共同参画課

基本目標

3

あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ

関連するSDGs



誰もが互いを尊重することで、男女共同参画社会の実現につながります。

その実現を阻む配偶者等からの暴力（DV）やハラスメント、虐待、性暴力といった様々な暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力を許さない社会環境の整備や、被害者支援等の安全・安心を守るための取組を強化する必要があります。

また、安心・安全に暮らすためには心身の健康を守ることが重要です。特に女性の心身の状況は生涯を通じて大きく変化するため、生涯にわたる健康支援を進める重要性について認識を高めていく必要があると考えられます。

区におけるひとり親世帯や高齢者、障がいのある人など、生活上様々な困難を抱える人々の数はおおむね横ばい傾向となっており、誰もが安心して生活していくため、引き続ききめ細かい支援が求められます。

■ 指標

項目名	現 状	目 標 (令和10年度)	指標の出典
成果指標 DV防止法を内容まで知っている区民の割合	29.3%	35.0%	墨田区男女共同参画に関する調査(令和4年度実施)
成果指標 自分自身の健康状態を健康だと思う女性区民の割合	78.9%	90.0%	「健康」に関する区民アンケート調査(令和元年度)すみだ健康づくり総合計画(後期)(令和4年3月)
活動指標 デートDV予防啓発講座開催校数	3校	5校	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書(令和4年度実施事業)
活動指標 乳がん、子宮頸がん検診受診率	乳がん 38.9% 子宮頸がん 46.1%	乳がん 60.0% 子宮頸がん 60.0%	[現状]がんに関する区民意識調査(平成29年度実施)[目標]第4期がん対策推進基本計画(令和5年度~令和10年度)

施策の方向（1）

あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます

【DV防止基本計画】

課題①

配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安やストレスによる配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化が指摘されています。都内各相談機関における相談件数は年々増加傾向にある中、2020（令和2）年度は2019（令和元）年度から大幅に増加しています。また、2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、DV被害を相談しなかった、できなかった理由として「相談するほどのことではないと思った」が5割以上と高くなっています。

DV等の暴力は許されない人権侵害であるという認識を浸透させるために、意識啓発や情報の周知強化に加え、被害者支援に関する取組の強化を図ります。

主な取組

配偶者等からの暴力の予防啓発と対策に努めます。

- ◆ 配偶者等からの暴力（DV）の予防・早期発見
- ◆ 被害者支援
- ◆ 関係機関との連携及び体制の強化 など

配偶者等からの暴力（DV）の予防・早期発見

	主な取組／事業	内容	所管課
90	パープルリボンプロジェクトの取組	ドメスティック・バイオレンスが重大な人権侵害であること、またその防止についての講座等を実施します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
91	DV予防啓発、相談事業の実施	夫婦関係、暴力に関する悩みや女性の持つさまざまな悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。	人権同和・男女共同参画課（すみだ共生社会推進センター）
92*	DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知	DV防止カードを作成・配布することにより、被害の気づきを促し、相談先の周知を図ります。	人権同和・男女共同参画課
93*	区民や事業者等との協力体制の強化	民生委員、児童委員、医療機関等との協力体制のもとに通報によるDV被害者の支援を図ります。	人権同和・男女共同参画課

◆ 被害者支援

	主な取組／事業	内容	所管課
94	D Vに関する相談、支援	ドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。	生活福祉課
95	関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実	ドメスティック・バイオレンスが子への虐待となることから、子の福祉面からの支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。	生活福祉課
96*	被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援	ドメスティック・バイオレンスなどの被害を受け、すぐにも保護が必要な女性やその子を一時的に保護し、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
97*	D Vやストーカー行為等の被害者への支援	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付、選挙人名簿抄本の閲覧等において制限を設けることで、間接的な支援を行います。	窓口課 選挙管理委員会事務局

◆ 関係機関との連携及び体制の強化

	主な取組／事業	内容	所管課
98	配偶者暴力相談支援センターの機能整備	D V被害者支援のため、既存の機能や連携体制を生かし、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。	人権同和・男女共同参画課 生活福祉課
99*	母子・父子自立支援員、女性相談員、家庭相談員の研修の実施	複雑・多様化する相談内容に相談員が的確に対応するため、随時研修を受講できる体制を整えます。	生活福祉課
100*	関係相談団体間の情報提供、連携	社会及び家庭内で暴力を受けた女性とその子に対し、関係相談団体の情報提供や連携を図ることによって、ネットワークを強化し、被害者への支援を充実します。	生活福祉課

課題②

男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメント、虐待や性暴力は決して許されることのない行為です。また、近年はアダルトビデオ出演強要問題やJKビジネス問題、児童買春・リベンジポルノ等の子ども・若年層に対する性暴力被害も大きな問題となっています。また、配偶者等からの暴力がその子どもの育ちに大きな影響を与えることから、子どもへのケアや虐待防止等の取組の必要性も増しています。

これらの暴力行為の根絶に向けて、暴力に関する正しい情報発信に加え、子どもや若年層への意識啓発や相談支援の充実も図ります。

主な取組

セクシュアル・ハラスメント等を防止するため、情報提供や啓発活動を推進します。

- ◆男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発
- ◆職員、教職員への啓発と研修の実施
- ◆ハラスメント対策、相談窓口の充実 など

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発

	主な取組／事業	内容	所管課
101	区公式ホームページや啓発紙による情報発信	暴力（DV、デートDV含む）、ハラスメント、ストーカー行為、性被害等の防止のため、区公式ホームページへの掲載や啓発紙の発行を通じて啓発するとともに、被害等に関する相談先の情報を提供します。	人権同和・男女共同参画課
102*	児童虐待防止に向けた情報提供と普及活動の実施	児童虐待防止についての正しい知識を得られるように、冊子の作成・発行や講演会開催等、情報提供と啓発に努め、児童虐待防止に向けた正しい知識を普及します。	子育て支援総合センター
103*	児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携	墨田区要保護児童対策地域協議会を設置し、区関係各課・児童相談所・関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた取組を充実します。	子育て支援総合センター

1 人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち
すみだ

3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

◆ 職員、教職員への啓発と研修の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
104	教職員向けハラスメント防止の研修会の実施	校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。	指導室
105*	職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行	セクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメント防止に向け、職員向け情報紙「きらめき」を発行し、職員の意識啓発に努めます。	人権同和・男女共同参画課

◆ ハラスメント対策、相談窓口の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
106	ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立	職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。	職員課
107	子育て相談の実施	子どもと家庭に関するさまざまな相談を子ども自身や保護者から受け、内容に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。	子育て支援総合センター
108*	相談窓口の周知	暴力（DV、デートDV含む）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、リベンジポルノ、JKビジネスなどの防止に向けて相談先をわかりやすく啓発し、被害の拡大を防止します。	人権同和・男女共同参画課
109*	「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等の実施	区民生活に関わる様々な問題について、区民が気軽に相談できるよう専門の職員を配置した窓口を設置し、相談体制を充実します。	広報広聴担当
110*	女性相談の実施	女性に対する暴力、ストーカー、買売春、若年層を含む性暴力など、女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
111*	家庭相談の実施	夫婦関係や離婚・家庭内の悩み相談や支援を行います。	生活福祉課
112*	ひとり親相談の実施	ひとり親家庭が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行います。	生活福祉課

施策の方向（2） 心と身体を尊重する社会づくりを進めます

課題①

生涯を通じた健康支援

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、性別に関わらず自分の健康を守るために必要なこととして「女性が自分の身体や性に関することを自分で決める権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する教育・学習の充実」と回答した人は2割台にとどまっています。

女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化します。生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送るために、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点をもって健康支援に取り組みます。

主な取組

健康のための正確な知識・情報の提供、相談機能の充実を図ります。

- ◆健康づくりの知識の普及・啓発
- ◆検診実施、受診促進
- ◆健康相談の実施 など

健康づくりの知識の普及・啓発

	主な取組／事業	内容	所管課
113	区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、「区のお知らせ」、区公式ホームページ、区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	保健計画課 保健センター
114	健康づくりのための講習会の実施	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会を通じて区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	保健計画課 保健センター
115	妊産婦の喫煙防止の推進	妊娠期及び産後の喫煙を防止するため、親子健康手帳(母子健康手帳)発行時や各母子保健事業で禁煙を働きかけます。	保健計画課 保健センター
116*	母性保護と家族計画の充実（出産準備クラスの実施ほか）	出産準備クラス、新生児訪問、未熟児訪問、乳児健康診査、育児学級を通して、母体の回復や適切な避妊方法の知識を普及し、母性の健康を守ります。妊婦健康診査、妊婦訪問指導においては、健康診査の結果に基づいて生活指導を行うとともに、母子保健の向上を図ります。	保健センター

1 人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

2 性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち
すみだ

3 あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4 区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

	主な取組／事業	内容	所管課
117	リプロダクティブ・ヘルスの推進	妊娠前の男女に健康状態を改善し、将来の母子の健康リスクに影響する行動や環境要因を減らすことで、短期的、長期的に区の母子保健の増進を図ります。	保健センター
118*	エイズ理解及び予防教育の実施	エイズ教育の成果を普及させ、男女の相互理解と人間としての生き方を考えた、エイズ理解及び予防教育を推進します。	保健予防課 指導室

◆ 検診実施、受診促進

	主な取組／事業	内容	所管課
119	がんの早期発見、女性の受診機会の拡大	がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。	保健計画課
120*	妊産婦及び育メン歯科健康診査の実施	妊産婦及び妊産婦のパートナーの歯科健診を実施し、むし歯や歯周病等の予防及び適切な時期の治療を推進し、歯と口を良好に保ち、安心な出産、健康な状態での育児、乳児の健康な発育を支援します。	保健計画課
121*	骨粗しょう症予防対策の実施	高齢になっても寝たきりにならないためにも、骨粗しょう症の早期発見・予防を目的として、骨密度測定会と測定結果による対策を指導します。	保健センター

◆ 健康相談の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
122	心の健康相談の実施	思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行います。	保健センター

施策の方向（3） 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

課題①

経済的な困難を抱える人への支援

雇用や経済面での男女格差等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすいとされています。新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場の人により深刻な影響を与えました。特に女性は、非正規雇用やサービス業への従事が多く、雇用や収入へ大きな打撃を受けました。また、ひとり親家庭は正規雇用での長時間労働と子育ての両立が難しいことから、経済的困難に陥りやすい状況にあります。

ひとり親家庭をはじめ、生活上経済的な困難を抱える人への生活支援を充実させることが必要です。

主な取組

困難を抱える家庭への自立に向けた支援に取り組みます。

- ◆ 困難を抱える家庭への相談の実施
- ◆ 生活支援の充実
- ◆ 福祉団体等への補助事業 など

◆ 困難を抱える家庭への相談の実施

	主な取組／事業	内容	所管課
123*	ひとり親相談の実施（再掲）	ひとり親家庭が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、ひとり親家庭の自立へ向けた支援を行います。	生活福祉課
124*	女性相談の実施（再掲）	女性に対する暴力、ストーカー、買売春、若年層を含む性暴力など、女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課

◆ 生活支援の充実

	主な取組／事業	内容	所管課
125	ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施	就労の厳しい状況にあるひとり親家庭の父又は母の能力開発・生活支援のために費用の一部を助成し、就業を効果的に促進します。	生活福祉課
126	児童扶養手当・児童育成手当	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
127*	出産費用の助成	経済的理由により病院での出産が困難な妊産婦に対し、安心して出産できるよう出産費用を助成します。	生活福祉課
128*	福祉資金等の貸付事業	女性及びひとり親家庭の経済的自立の助成と生活の安定の助長を図ります。	生活福祉課
129*	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成します。	子育て支援課

	主な取組／事業	内容	所管課
130*	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施	児童を養育する家庭で、病気やひとり親等で日常生活を営むうえで支障がある方に、ホームヘルパーを派遣し家事等を援助します。	子育て支援総合センター

◆ 福祉団体等への補助事業

	主な取組／事業	内容	所管課
131*	母子生活支援施設への助成	母子家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設に対し一般生活費等を扶助し、入所者への就労支援、子育て支援を充実していきます。	生活福祉課
132*	福祉団体への補助事業の実施	福祉団体への助成により、ひとり親家庭の自立・自助意識を高め、健全な家庭生活と児童の育成を図ります。	厚生課

課題②

高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

全国的に、高齢者、障害者、外国出身の人は、そのことを理由として困難な状況に置かれ、さらに女性であることで固定的な性別役割分担意識等を背景に複合的に困難な状況に置かれる場合があります。墨田区においても、高齢者、障害者、外国出身の人は年々増加しています。男女共同参画の視点に立ち、様々な背景を持つ人への正しい理解を深め、多様な困難な状況に置かれている人が、安全・安心に暮らせるよう、啓発等に取り組みます。

主な取組

安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

- ◆生活・福祉サービス情報の提供
- ◆安心して暮らせるまちの整備促進 など

◆ 生活・福祉サービス情報の提供

	主な取組／事業	内容	所管課
133*	区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入	区公式ホームページにおける自動翻訳サービスにより、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	広報広聴担当
134*	外国語に対応したガイドブックの作成、配布	外国語に対応したガイドブックを作成、配布し、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	広報広聴担当
135*	障害者福祉の手引き「フレーズマイペース」の配布	障害のある方に対する各種制度やサービスの案内、情報提供を行います。	障害者福祉課
136*	高齢者福祉のしおり「たんぼぼ」の配布	介護保険制度や高齢者の福祉サービスの内容を65歳以上の方やその家族に情報提供します。	介護保険課 高齢者福祉課

◆ 安心して暮らせるまちの整備促進

	主な取組／事業	内容	所管課
137	英語と中国語による外国人相談の実施	区内在住・在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。	広報広聴担当
138	介護事業者対象人権研修会の実施	介護保険サービスを提供する事業者を対象に、人権問題に関する研修会・講習会等を実施し、意識啓発を行います。	介護保険課
139	バリアフリー化の促進	区民が安全で安心して暮らせるよう、区内のバリアフリー化を促進します。	厚生課
140*	区民参加型の家事援助の拡充 （「ハート・ライン21」事業）	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で実施している、区民参加型の家事援助を中心とした有料の在宅福祉サービス「ハート・ライン21」に助成し、事業を推進します。	厚生課
141*	「あんしんバリアフリーマップ」の運営	区公式ホームページにおいて、公共施設や区内店舗のバリアフリー情報を公開します。定期的に情報更新するとともに、新規施設の掲載や周知を進めます。	厚生課
142*	「法律・人権相談」「日常の悩み」等の実施（再掲）	区民生活に関わる様々な問題について、区民が気軽に相談できるよう専門の職員を配置した窓口を設置し、相談体制を充実します。	広報広聴担当
143*	家庭相談の実施（再掲）	夫婦関係や離婚・家庭内の悩み相談や支援を行います。	生活福祉課
144*	バリアフリースイールの整備	公園等のベビーチェア・ベビーベッド、オストメイト対応洗浄装置等を配備し、子育て中の方、オストメイトの方、車いすの方も使いやすい「バリアフリースイール」を整備します。	道路公園課
145*	通訳翻訳ボランティア制度の導入	在住外国人を支援するため、通訳翻訳ボランティアを登録し、区事業等で活用します。	文化芸術振興課
146*	日本語ボランティア教室との協働	在住外国人に日本語を教える区内の日本語ボランティア教室と連携し、ボランティア養成等緊密に協力していきます。	文化芸術振興課
147*	在住外国人支援施策の実施	外国人とのコミュニケーションツールとしての「やさしい日本語」の普及啓発等、在住外国人を支援する各種事業を実施します。	文化芸術振興課

基本目標

4

区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ

男女共同参画社会の実現は、行政だけで実現できるものではありません。「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」では、区、区民、事業者、地域団体、教育関係者等の責務が定められています。社会情勢の変化や墨田区の地域性を踏まえ、区や区民、事業者等がそれぞれの立場から主体的に男女共同参画に関する取組を進めるとともに、互いに連携して取組を展開することが重要です。また、すみだ共生推進センターが男女共同参画を進めるうえでの拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、区民や関係機関・団体と協働しながら啓発、相談等の様々な事業を進める必要があります。

施策の方向（1） 計画の推進体制を充実します

課題①

男女共同参画推進体制の充実・強化

男女共同参画施策を推進するうえで庁内関係部署や区民、事業者、地域団体、教育関係者等と連携・協働、情報交換を図り、計画の着実な推進に努めます。

主な取組

庁内関係部署及び関係団体と連携し、計画の推進を図ります。

- ・ 墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進
- ・ 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施

など

	主な取組／事業	所管課
148*	墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進	人権同和・男女共同参画課
149*	墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施	人権同和・男女共同参画課
150*	墨田区女性活躍推進協議会の開催	人権同和・男女共同参画課
151*	墨田区男女共同参画苦情調整委員会の設置	人権同和・男女共同参画課
152*	D V防止のための連携会議の開催	人権同和・男女共同参画課

課題②

すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化

2022（令和4）年度に実施した墨田区男女共同参画に関する意識調査結果をみると、墨田区における男女共同参画施策の拠点施設については、区民の認知度が低い状況にあり、「利用したことがある」は1割未満となっています。拠点施設の区民の認知度向上に向けて周知を強化するとともに、区民の参画の場として機能するよう取組を進める必要があります。

主な取組

区民との協働による効果的な事業展開を図ります。

- ・ 講座の実施や情報の収集・発信
- ・ 利用者、利用団体による交流の場としての「ひろば」の開催 など

	主な取組／事業	所管課
153*	区民との協働による効果的な事業展開	人権同和・男女共同参画課 （すみだ共生社会推進センター）

課題③

民間団体、企業への情報提供と啓発

民間団体、企業における働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。そのため、区とともに責務を果たし、協働、連携していけるよう、男女共同参画に関する情報提供と啓発を進めます。

主な取組

今日的課題に取り組み、男女共同参画を推進していけるよう、最新の情報提供に努めます。

	主な取組／事業	所管課
154*	民間団体、企業への最新の情報提供	人権同和・男女共同参画課